

第3期嘉麻市地域福祉計画

【素案】

令和8年2月

嘉麻市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 地域福祉計画策定の動向	3
第3節 計画の位置づけ	4
第4節 計画の期間	5
第5節 計画の策定体制	5
第2章 地域福祉をとりまく現状と課題	7
第1節 人口・世帯の状況	8
1 人口の状況	8
2 世帯の状況	11
第2節 支援を必要とする人の状況	12
1 高齢者の状況	12
2 障がいのある人の状況	14
3 こども・子育てをとりまく状況	15
4 生活困窮家庭の状況	16
5 自殺の状況	17
6 権利擁護に関する状況	17
7 再犯防止に関する状況	18
8 相談支援に関する状況	19
第3節 社会資源の状況	20
1 社会福祉協議会の状況	20
2 社会福祉施設の状況	22
3 地域福祉に関わる人・団体の状況	23
4 その他、地域の拠点施設の状況	23
第4節 各種調査結果の概要	24
1 市民アンケート調査結果	24
2 関係団体ヒアリング結果	37
3 第2期計画の実施状況	40
第5節 本計画で取り組むべき主な課題	45
第3章 計画の基本的な考え方	47
第1節 計画の基本的な考え方	48
1 基本理念	48
2 基本的な視点	49
第2節 基本目標	50
第3節 施策の体系	51

第4章 施策の展開	53
基本目標1 地域を担う人を育み、力を引き出す	54
1 人権尊重と福祉意識の向上	54
2 地域福祉活動の推進と担い手の育成	56
基本目標2 つながりと支えあいで広がる地域の力	58
1 地域コミュニティの形成	58
2 適切な情報提供	60
3 福祉サービスの充実	62
4 さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実	64
基本目標3 安心して暮らせる安全・快適なまちの実現	67
1 生活環境の整備	67
2 地域の防災力の強化	70
第5章 嘉麻市成年後見制度利用促進基本計画	73
第1節 計画の基本的な考え方	74
第2節 基本目標	75
第3節 施策の展開	76
基本目標1 成年後見制度に関する地域連携ネットワークづくりの推進	76
基本目標2 成年後見制度の適切な利用の支援	78
第6章 嘉麻市再犯防止推進計画	79
第1節 計画の基本的な考え方	80
第2節 基本目標	80
第3節 施策の展開	81
基本目標1 再犯防止に向けた生活基盤の安定と必要な支援につなぐ体制の強化	81
基本目標2 立ち直りを支える地域の力の強化と地域包摂の推進	82
第7章 計画の推進に向けて	83
第1節 計画の推進体制	84
資料編	85
第1節 嘉麻市地域福祉計画策定委員会条例	86
第2節 嘉麻市地域福祉計画策定委員会委員名簿	88
第3節 嘉麻市地域福祉計画作成委員会規定	89
第4節 嘉麻市地域福祉計画策定経過	91
第5節 用語の解説（50音順）	92



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、令和3年3月に「第2期嘉麻市地域福祉計画」を策定し、「安心、ゆとりのある地域福祉のまち 嘉麻」を基本理念に掲げ、市民・地域・行政が一体となって地域福祉の推進に取り組んできました。

この間、人口減少や急速な少子高齢化の進行、単独世帯の増加により、家族での支え合いや、地域で助け合う力が弱まりつつあります。こうした社会構造の変化を背景に、地域では課題の複雑化・多様化が進み、様々な生活課題が顕在化しています。これらの課題に対応していくためには、従来の制度や枠組みにとらわれることなく、地域全体が連携し、包括的な支援体制を構築していくことが求められます。

また、国において「成年後見制度の利用の促進に関する法律」や「成年後見制度利用促進基本計画」が示され、判断能力が不十分な方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、制度の利用促進と地域における支援体制の強化が求められています。このため、地域における取組の推進主体として、市町村が積極的に関与していくことが必要です。本市においても、地域福祉の推進と連動しながら成年後見制度の利用を支援するため、「成年後見制度利用促進基本計画」としての役割を本計画に位置付けることとしました。

さらに、近年では、犯罪や非行をした人の社会復帰や再犯防止に向けた支援の重要性が高まっており、法務省が策定した「再犯防止推進計画」に基づき、自治体においても再犯防止に向けた取組の推進が求められています。福祉的支援を含めた地域ぐるみの対応が不可欠であり、本市においても、関係機関との連携を図りながら、地域において孤立させない支援体制の整備を進めていくことが課題となっています。

こうした背景を踏まえ、本市では、地域福祉を基盤としながら、誰もが安心して暮らし、ともに支え合う地域社会の実現に向けて、本計画に「成年後見制度利用促進基本計画」及び「地方再犯防止推進計画」としての役割も位置付け、総合的かつ実効性のある地域福祉の推進をめざします。

第2節 地域福祉計画策定の動向

1 社会福祉法改正（平成30年）

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（厚生労働省）によると、地域福祉計画は、高齢者、障がい者、こども・子育ての対象者ごとの計画の上位計画として位置づけ、次の5つについて盛り込む必要があるとされています。

▼ 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 ※下線部は、平成30年度の追加です。

- 1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4) 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- 5) 包括的な支援体制の整備に関する事項（※1）

※1 包括的な支援体制の整備に関する事項とは

- ① 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等
- ② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築
- ③ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

2 社会福祉法改正（令和3年）

令和3年4月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、市町村における包括的な支援体制構築を推進するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。これは、地域における支援ニーズの複雑化・複合化に対応する体制整備を目的としたものです。

▼ 重層的支援体制整備事業の各事業と根拠規定

事業名	根拠規定
① 包括的相談支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第1号
② 参加支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第2号
③ 地域づくり事業	社会福祉法第106条の4第2項第3号
④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第4号
⑤ 多機関協働事業	社会福祉法第106条の4第2項第5号

第3節 計画の位置づけ

1 法的位置づけ

本計画に盛り込む3つの計画は、下記法律に位置づけられた計画です。

- 社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」
- 成年後見制度利用促進法第14条に規定された「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯防止推進法第8条に規定された「地方再犯防止推進計画」

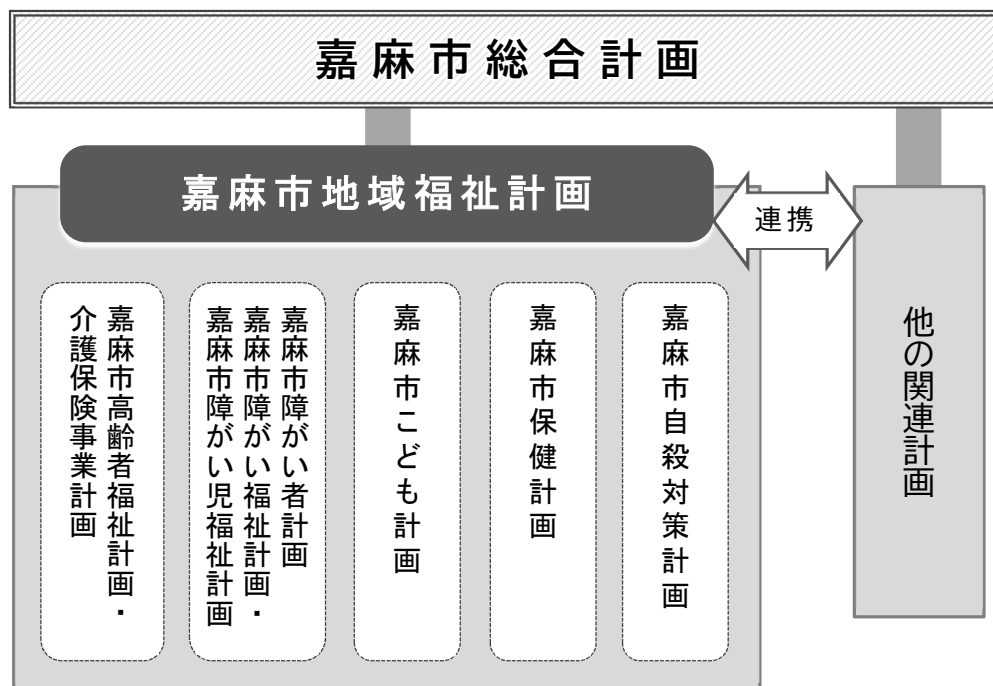
2 嘉麻市における位置づけ

本計画は、「嘉麻市総合計画」を上位計画とし、地域における高齢者、障がいのある人、こどもなど、さまざまな分野の福祉に共通して取り組むべき事項を定めるものです。

あわせて、福祉分野における各種個別計画の上位に位置づけられるものであり、関連する計画との整合性及び連携を図りながら策定します。

また、人権尊重の精神を基本に、すべての人が共に生きる社会の実現をめざし、関係法令や福岡県条例のほか、「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例」、及び「嘉麻市人権教育・啓発基本方針」やその実施計画を踏まえながら、本計画の策定と推進を行います。

▼ 本計画の位置づけ



第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

▼ 本計画及び関連計画の期間

計画名	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
総合計画	第2次	第3次			
地域福祉計画	第3期				
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第9期	第10期		第11期	
障がい者計画	第4期	第5期			
障がい福祉計画	第7期	第8期		第9期	
障がい児福祉計画	第3期	第4期		第5期	
こども計画	第1期			第2期	
保健計画	第2次		第3次		
自殺対策計画	第2次		第3次		

第5節 計画の策定体制

1 嘉麻市地域福祉計画策定委員会による審議

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体、事業者、行政関係機関、市民などで構成される「嘉麻市地域福祉計画策定委員会」において、市の地域福祉に関する課題や今後の方向性について検討を行い、地域の実情に即した地域福祉施策の展開に向けた審議を行いました。

2 アンケート調査の実施

市民の地域福祉に関する意識や生活上の課題を把握するため、「地域福祉の推進に関する市民アンケート調査」を実施しました。

3 関係団体ヒアリングの実施

本市の地域福祉の現状や課題、課題解決に向けた取組に関する意見を把握するため、中学校区ごとに設置された協議体、または地域推進委員会を対象にヒアリングを実施しました。

4 パブリックコメントの実施

計画の内容について広く市民の皆さんからご意見をいただくため、令和7年12月24日から令和8年1月30日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。



第2章 地域福祉をとりまく現状と課題

第1節 人口・世帯の状況

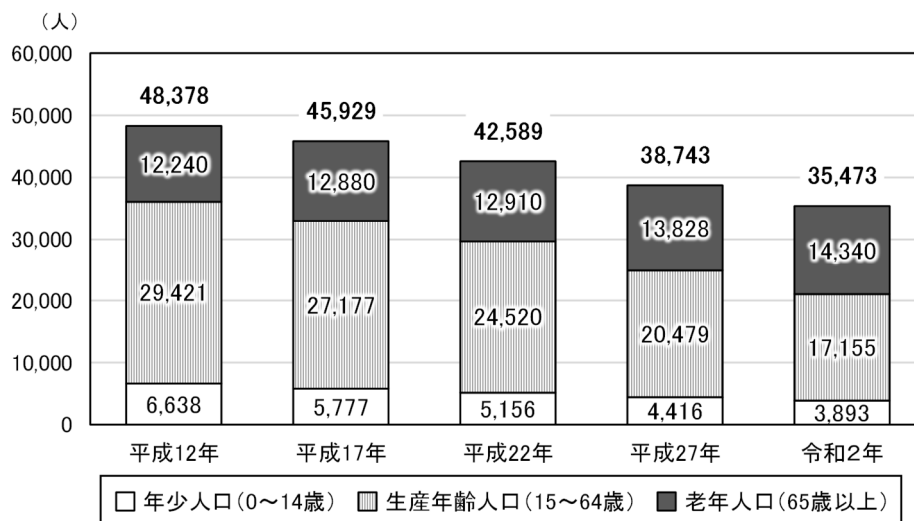
1 人口の状況

(1) 長期的な人口の推移

国勢調査によると、本市の「総人口」は、令和2年で35,473人となっており、平成12年の48,378人と比べて12,905人減少しています。

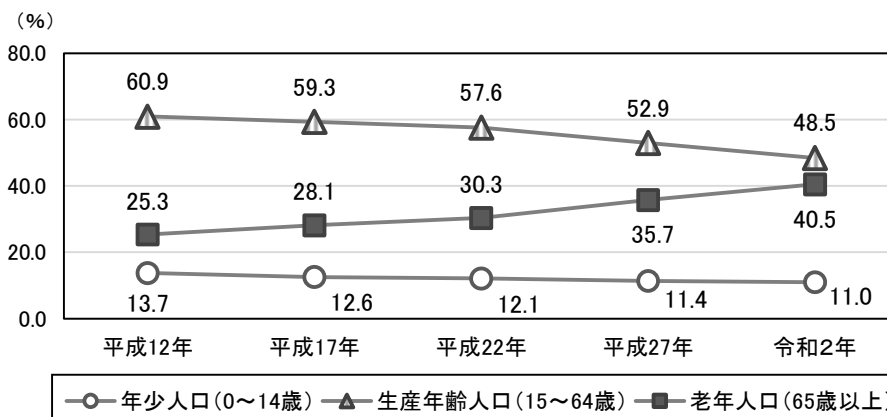
年齢3区分別にみると、過去20年間で「年少人口(0~14歳)」は2,745人減少し、「生産年齢人口(15~64歳)」は12,266人減少しています。その結果、生産年齢人口比率は令和2年で48.5%となり、平成12年から12.4ポイント減少しています。一方、「老年人口(65歳以上)」は年々増加しており、令和2年には14,340人となっています。老年人口比率(高齢化率)は40.5%で、平成12年の25.3%から15.2ポイントの増加がみられます。

■ 長期的にみる年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）

■ 長期的にみる年齢3区分別人口構成比の推移



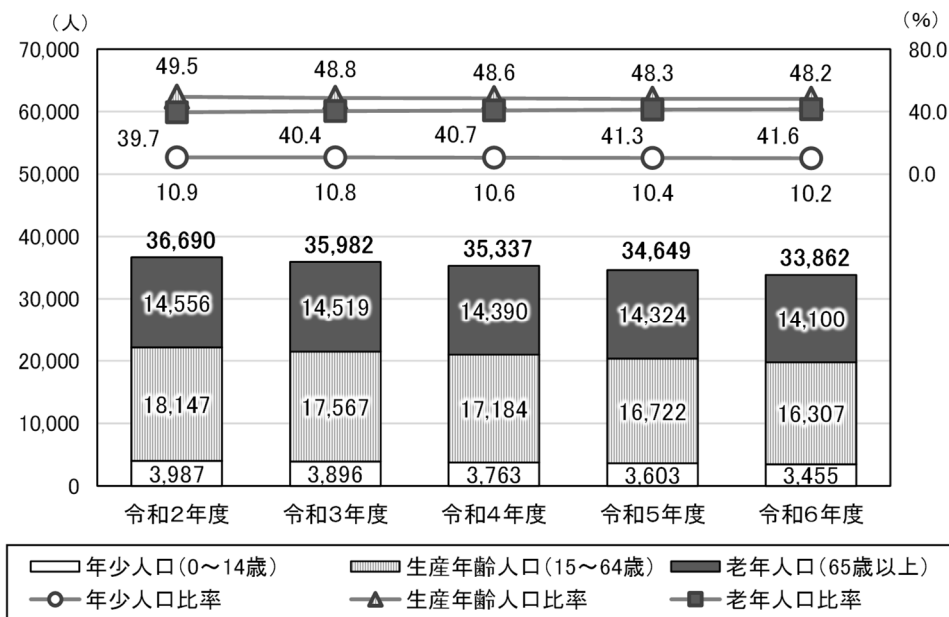
資料：国勢調査

(2) 近年の人口の推移

近年の人口の推移をみると、令和6年度の「総人口」は33,862人となっており、本市の人口は依然として減少が続いています。

年齢3区分別にみると、令和2年度以降、全ての年齢層で人口は減少しています。しかし、構成比に注目すると、「年少人口(0~14歳)」と「生産年齢人口(15~64歳)」は減少傾向にある一方で、「老年人口(65歳以上)」の比率は令和6年度で41.6%となっており、年々高齢化が進んでいることがうかがえます。

■ 近年における年齢3区分別人口及び構成比の推移

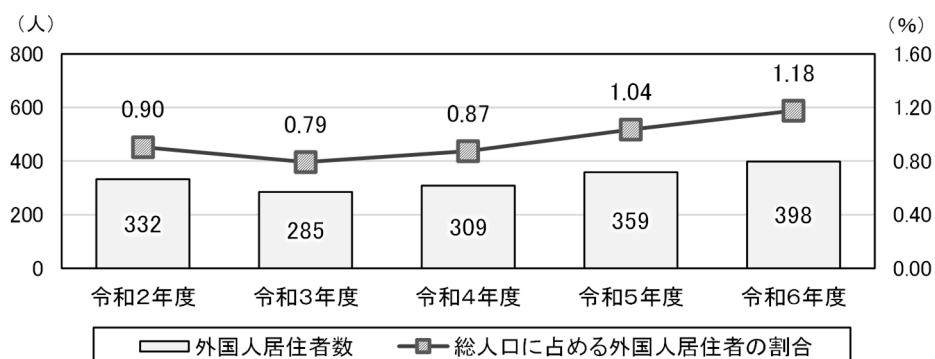


資料：市民課（各年度3月31日現在）

(3) 外国人居住者数の推移

本市の「外国人居住者数」は、令和2年度から令和3年度にかけて減少がみられましたが、令和4年度以降は増加傾向にあります。令和6年度には398人となり、総人口に占める割合は1.18%となっています。

■ 外国人居住者数の推移



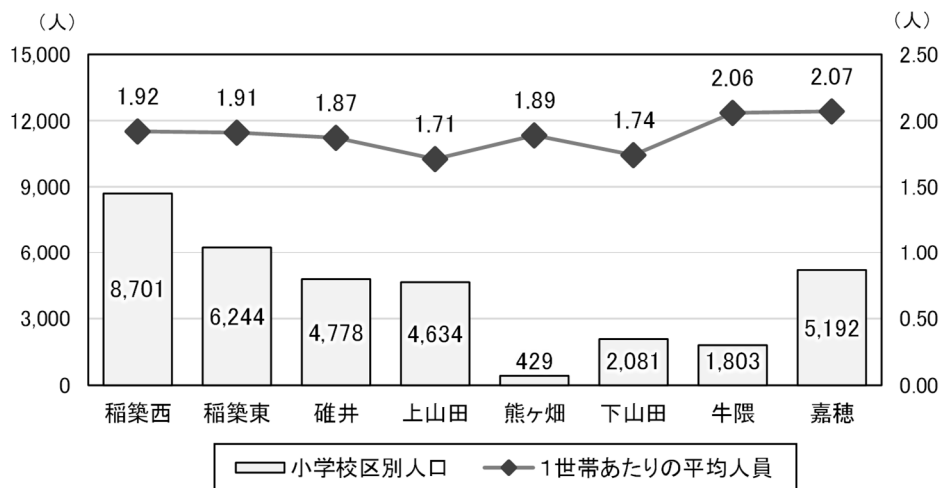
資料：市民課（各年度3月31日現在）

(4) 小学校区別人口の推移

小学校区別に人口を比較すると、最も多いのは「稲築西校区」で 8,701 人、最も少ないのは「熊ヶ畑校区」で 429 人となっています。「1 世帯あたりの平均人員」は、「嘉穂校区」が 2.07 人と最も多く、「上山田校区」が 1.71 人と最も少なくなっています。

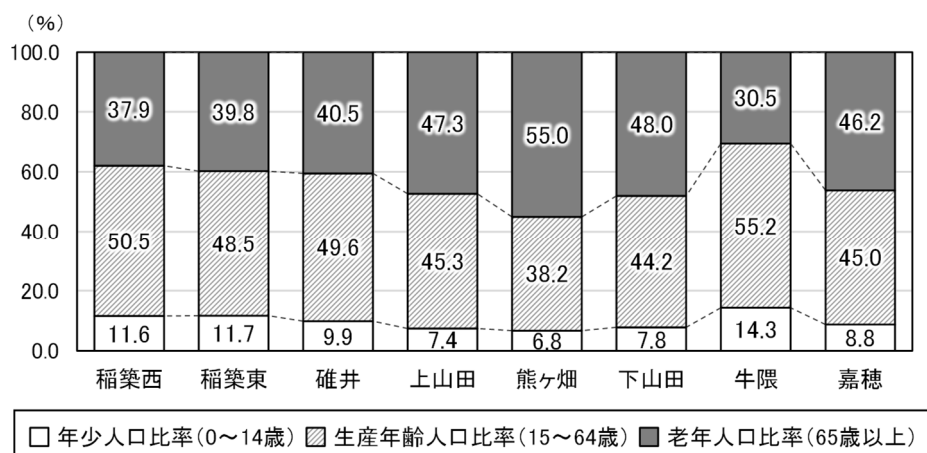
年齢3区分別の人口構成をみると、最も人口が少ない「熊ヶ畑校区」では、「老年人口比率（65 歳以上）」が最も高い 55.0%となっています。また、「下山田校区」、「上山田校区」、「嘉穂校区」においても老年人口比率が 46%を超えており、「生産年齢人口比率（15～64 歳）」を上回っています。このことから、これらの校区では高齢化が特に進んでいることがうかがえます。

■ 小学校区別人口及び 1 世帯あたりの平均人員の推移



資料：市民課（令和 7 年 3 月 31 日現在）

■ 小学校区別の年齢 3 区分別人口構成比



資料：市民課（令和 7 年 3 月 31 日現在）

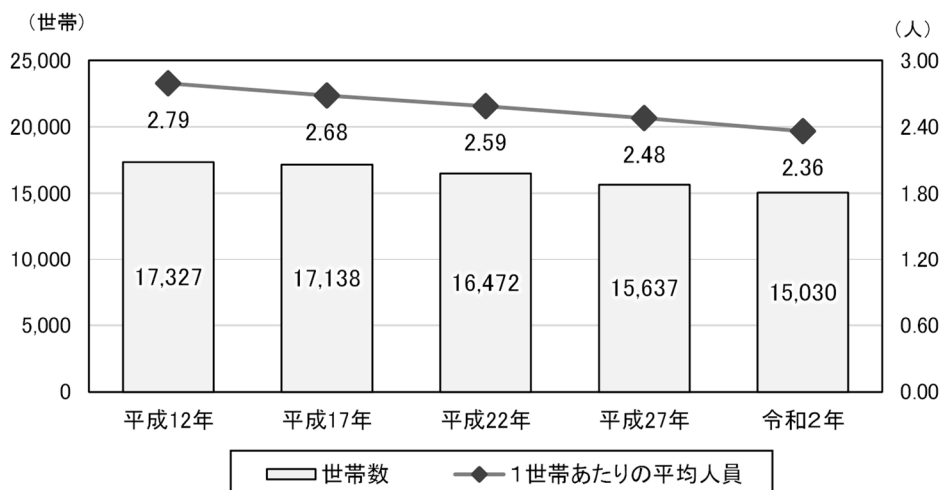
2 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の「世帯数」は、平成12年の17,327世帯から20年間で2,297世帯減少し、令和2年には15,030世帯となっています。「1世帯あたりの平均人員」は2.36人（全国2.26人）となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。

世帯の家族類型別の推移をみると、一般世帯のうち「核家族世帯」は令和2年で8,298世帯、一般世帯に占める割合は55.6%となっており、平成12年以降減少が続いています。一方で、「単独世帯(一人暮らし世帯)」は増加が続き、令和2年で5,191世帯、一般世帯に占める割合は34.8%と、平成12年の24.6%から10.2ポイント増加しています。

■ 世帯数及び1世帯あたりの平均人員の推移



資料：国勢調査

■ 世帯の家族類型別の推移

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	17,327	17,138	16,472	15,637	15,030
一般世帯数	17,238	17,022	16,404	15,553	14,936
親族のみの世帯数	12,946	12,409	11,579	10,623	9,644
うち、核家族世帯数	10,104	9,852	9,397	8,886	8,298
一般世帯に占める割合(%)	58.6	57.9	57.3	57.1	55.6
うち、核家族以外の世帯数	2,842	2,557	2,182	1,737	1,346
非親族を含む世帯数	51	46	86	90	95
単独世帯数	4,241	4,567	4,739	4,839	5,191
一般世帯に占める割合(%)	24.6	26.8	28.9	31.1	34.8

資料：国勢調査

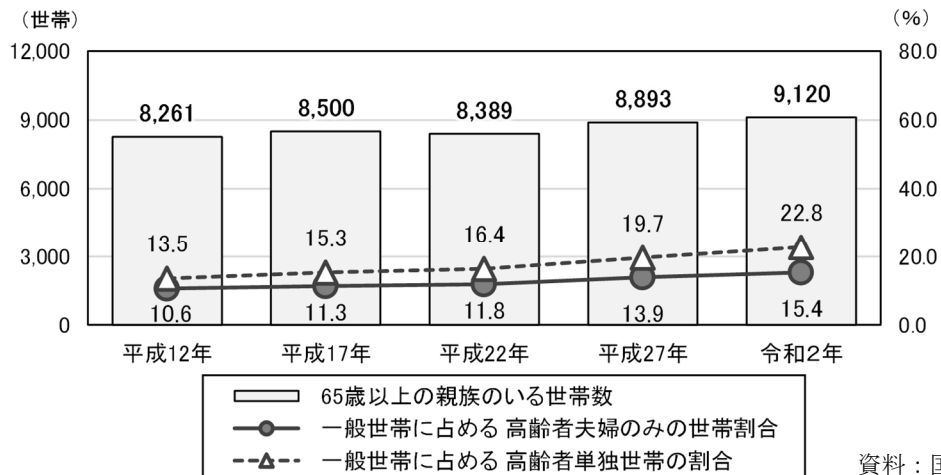
第2節 支援を必要とする人の状況

1 高齢者の状況

(1) 高齢者のいる世帯の推移

本市における「65歳以上の親族のいる世帯」は、令和2年で9,120世帯となっており、一般世帯に占める割合は平成12年の47.9%から令和2年には61.1%へと年々増加が続いています。また、令和2年における核家族世帯のうち「高齢者夫婦のみの世帯」の割合は27.6%、単独世帯のうち「高齢者単独世帯」の割合は65.5%となっており、いずれも過去20年間で約10ポイントの増加がみられます。

■ 高齢者のいる世帯構成の推移



■ 高齢者のいる世帯の推移

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	17,238	17,022	16,404	15,553	14,936
核家族世帯数	10,104	9,852	9,397	8,886	8,298
単独世帯数	4,241	4,567	4,739	4,839	5,191
65歳以上の親族のいる世帯数	8,261	8,500	8,389	8,893	9,120
一般世帯に占める割合 (%)	47.9	49.9	51.1	57.2	61.1
高齢者夫婦のみの世帯数	1,833	1,920	1,941	2,165	2,294
核家族世帯に占める割合 (%)	18.1	19.5	20.7	24.4	27.6
一般世帯に占める割合 (%)	10.6	11.3	11.8	13.9	15.4
高齢者単独世帯数	2,335	2,612	2,689	3,060	3,401
単独世帯に占める割合 (%)	55.1	57.2	56.7	63.2	65.5
一般世帯に占める割合 (%)	13.5	15.3	16.4	19.7	22.8

資料：国勢調査

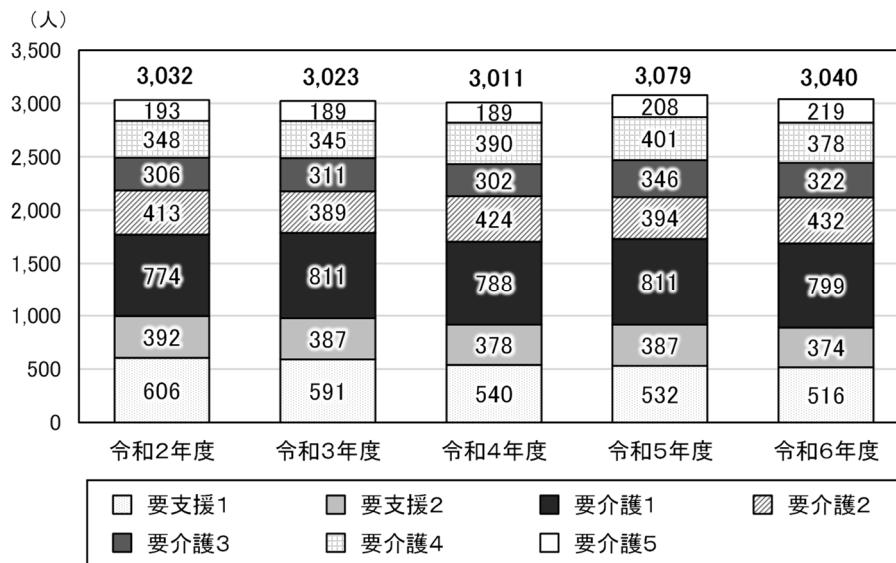
(2) 要介護認定者数の推移

本市の「要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）」は、令和2年度から令和4年度まで減少が続きましたが、令和5年度には一時的に増加がみられました。令和6年度では再び減少し、3,040人となっています。出現率（1号認定者数÷第1号被保険者数）は令和3年度以降増加傾向にあり、令和6年度で21.5%となっています。

介護度別にみると、令和2年度から令和6年度にかけて「要支援1」及び「要支援2」の認定者数は減少傾向にあります。「要介護1」から「要介護5」までは増減の波がみられますが、令和5年度と令和6年度を比較すると、「要支援1」から「要介護1」及び「要介護3」「要介護4」は減少しています。一方で、「要介護2」は38人増、「要介護5」は11人増となっています。

こうした状況から、要介護度の高い認定者の割合が増加する傾向がみられ、今後、地域における介護ニーズの深刻化や介護サービスの提供体制の充実が一層求められることがうかがえます。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



資料：高齢者介護課（各年度3月31日現在）

■ 要支援・要介護認定者数及び出現率の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1号被保険者数	14,609	14,576	14,454	14,380	14,166
1号認定者数	3,032	3,023	3,011	3,079	3,040
出現率（%）	20.8	20.7	20.8	21.4	21.5

資料：高齢者介護課（各年度3月31日現在）

2 障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障がいのある人のうち、「身体障害者手帳所持者数」は、令和2年度以降減少傾向にあり、令和6年度には2,145人となっています。障がい等級別にみると、最も多いのは「1級」で618人、次いで「4級」が504人となっています。障がいの部位別では、「肢体不自由」が1,137人と最も多く、次いで、「内部障がい」が603人となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳所持者数		2,409	2,312	2,261	2,224	2,145
等級別	1級	695	664	653	626	618
	2級	380	365	352	354	344
	3級	351	341	329	318	302
	4級	579	553	539	541	504
	5級	212	199	201	197	191
	6級	192	190	187	188	186
部位別	視覚障がい	176	169	166	161	154
	聴覚・平衡機能障がい	225	220	230	237	222
	音声・言語・そしゃく機能障がい	31	29	28	28	29
	肢体不自由	1,346	1,268	1,216	1,175	1,137
	内部障がい	631	626	621	623	603

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

(2) 療育手帳所持者数の推移

知的障がいのある人のうち、「療育手帳所持者数」は令和6年度で694人となっており、令和2年度以降増加が続いています。障がい程度別にみると、令和6年度における「A（最重度・重度）」は274人で、過去5年間は概ね横ばいで推移しています。一方、「B（中度・軽度）」は令和2年度から58人増加し、420人となっています。

■ 療育手帳所持者数の推移

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
療育手帳所持者数		639	657	669	686	694
程度別	A（最重度・重度）	277	275	277	279	274
	B（中度・軽度）	362	382	392	407	420

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障がいのある人のうち、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」は増加傾向にあり、令和6年度には398人となっています。障がい等級別にみると、「1級」は横ばいで推移していますが、「2級」「3級」は令和2年度から令和6年度にかけて、それぞれ30人以上の増加がみられます。

■ 精神障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数		334	355	365	361	398
等 級 別	1級	22	25	22	21	22
	2級	210	226	224	221	241
	3級	102	104	119	119	135

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

注）等級別障害の状態について

1級	精神障害であって、自分自身では日常生活を十分に行えず、他人の援助を必要とする程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

3 こども・子育てをとりまく状況

(1) ひとり親世帯の推移

本市の「ひとり親世帯数」は、平成17年の598世帯を境に減少が続いており、令和2年には432世帯となっています。一般世帯に占める割合は2.9%です。ひとり親世帯の内訳をみると、「母子世帯数」は399世帯（一般世帯に占める割合2.7%）、「父子世帯数」は33世帯（0.2%）となっており、ひとり親世帯全体の約9割を母子世帯が占めています。

■ ひとり親世帯の推移

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	17,238	17,022	16,404	15,553	14,936
母子世帯数	488	554	546	490	399
一般世帯に占める割合(%)	2.8	3.3	3.3	3.2	2.7
父子世帯数	68	44	50	34	33
一般世帯に占める割合(%)	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2
ひとり親世帯数	556	598	596	524	432
一般世帯に占める割合(%)	3.2	3.5	3.6	3.4	2.9

資料：国勢調査

(2) 児童扶養手当等受給者数の推移

ひとり親家庭等において児童を養育している方に支給される「児童扶養手当」の受給者数は、年々減少が続いており、令和6年度には569人となっています。

一方で、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童の保護者に支給される「特別児童扶養手当」の受給者数は、これまで80人前後で推移していましたが、令和5年度の83人から増加傾向に転じ、令和6年度には91人となっています。

■ 児童扶養手当受給者数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童扶養手当受給者数	610	615	582	577	569

資料：こども育成課（各年度3月31日現在）

■ 特別児童扶養手当受給者数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別児童扶養手当受給者数	77	80	75	83	91

資料：こども育成課（各年度3月31日現在）

4 生活困窮家庭の状況

(1) 生活保護受給世帯数の推移

令和6年度における本市の「生活保護受給世帯数」は1,443世帯、「被保護人員」は1,974人となっており、令和2年度以降、減少が続いています。また、人口に対する保護率（人口千人あたり）は微増減を繰り返しながら、概ね60%前後で推移しています。

■ 生活保護受給世帯数及び被保護人員、保護率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活保護受給世帯数（世帯）	1,585	1,539	1,519	1,467	1,443
被保護人員（人）	2,177	2,104	2,072	1,994	1,974
保護率（%）	61.4	60.4	60.8	59.6	60.4

資料：生活支援課（各年度3月31日現在）

5 自殺の状況

(1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

本市における「自殺者数」は、令和4年に一時的な減少がみられましたが、令和6年には7人へと増加しています。また、人口に対する「自殺死亡率」は20.0となっており、「福岡県」(16.7)や「全国」(16.1)と比較して高い状況にあります。

■ 自殺者数及び自殺死亡率の推移

単位：人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
嘉麻市	自殺者数(人)	8	6	2	6	7
	自殺死亡率	21.2	16.2	5.5	16.9	20.0
福岡県	自殺者数(人)	884	914	890	948	850
	自殺死亡率	17.2	17.8	17.4	18.6	16.7
全国	自殺者数(人)	20,907	20,820	21,723	21,657	20,117
	自殺死亡率	16.4	16.4	17.3	17.3	16.1

※自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺による死者数

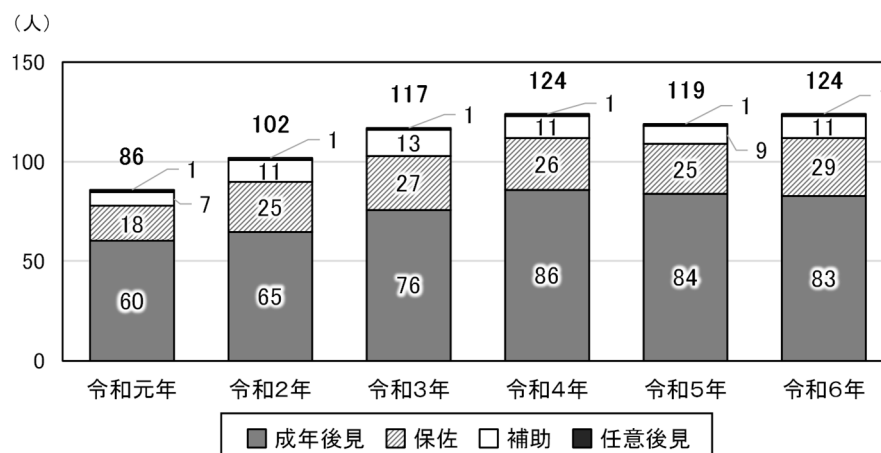
資料：厚生労働省 自殺の統計（地域における自殺の基礎資料 確定値）

6 権利擁護に関する状況

(1) 成年後見制度利用者数の推移

「成年後見制度」の利用者数は、令和元年以降増加傾向にあり、令和6年には「法定後見制度」の利用者数が123人、「任意後見制度」の利用者数が1人となっています。

■ 成年後見制度利用者数の推移



資料：高齢者介護課・社会福祉課

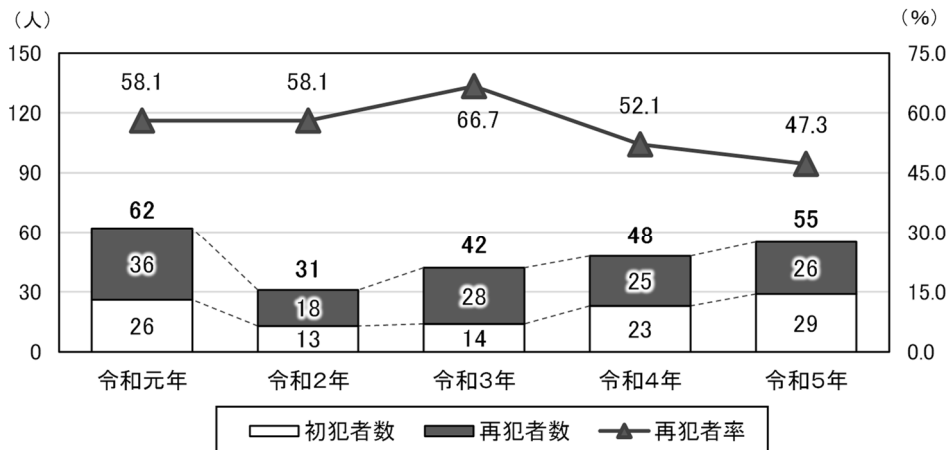
7 再犯防止に関する状況

(1) 刑法犯検挙者数の推移

本市の「刑法犯検挙者数」は、令和元年から令和2年にかけて減少がみられましたが、その後は増加が続き、令和5年には55人となっています。そのうち、「初犯者数」は29人となり、令和元年以降で最も多い検挙者数となっています。一方、「再犯者数」は26人となっており、令和3年以降は横ばいで推移しています。

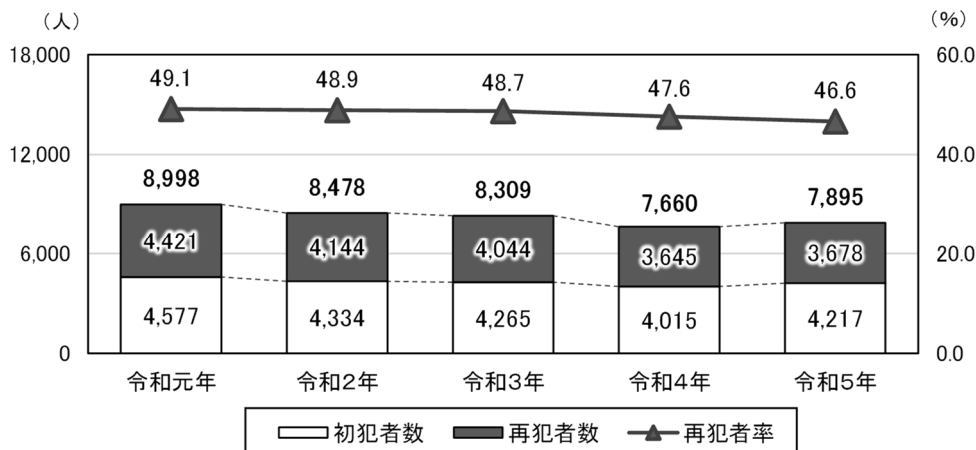
「再犯者率」をみると、本市の割合は令和3年で一度66.7%まで増加しましたが、その後は減少傾向に転じ、令和5年には47.3%となっています。「福岡県」と比較すると、本市の「再犯者率」は常に上回って推移しています。このことから、「再犯者率」が県平均を上回っている状況を踏まえ、地域における更生支援や生活支援、就労支援などの再犯防止策を一層強化する必要があります。

■ 刑法犯検挙者数の推移（嘉麻市）



資料：法務省九州矯正管区

■ 刑法犯検挙者数の推移（福岡県）



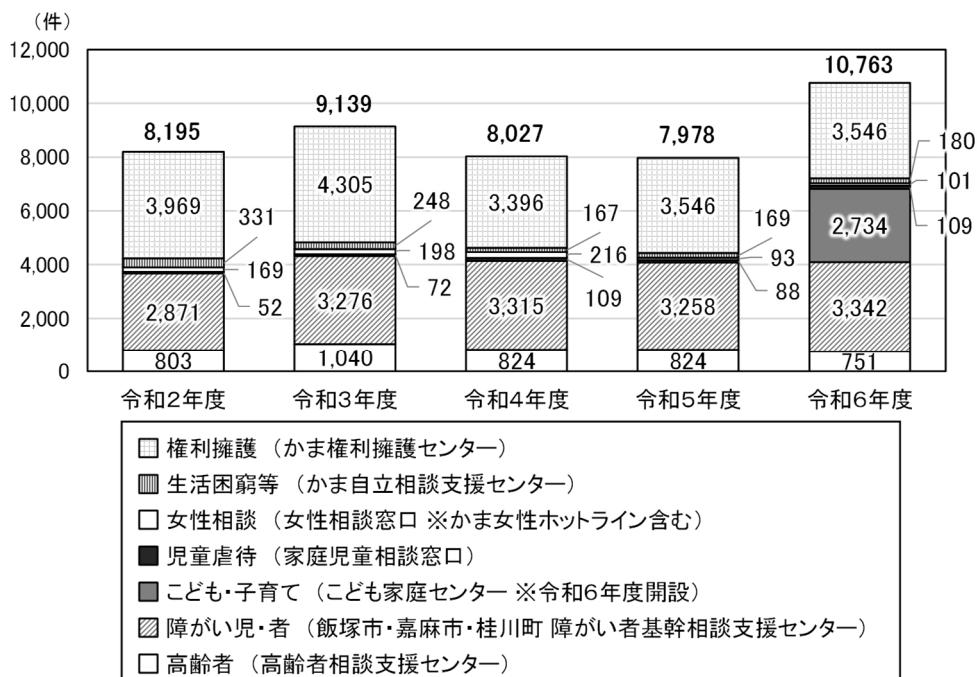
資料：法務省九州矯正管区

8 相談支援に関する状況

(1) 各相談窓口における相談件数の推移

各相談窓口における相談件数の総数をみると、令和5年度までは概ね8,000件前後で推移していましたが、令和6年度のこども家庭センター設置にあたり、これまで行っていた子育て支援関連の相談件数の整理・集計を行ったところ、過去5年間で最も多い10,763件となっています。窓口別の相談件数は令和5年度までは「権利擁護」と「障がい児・者」が全体の8割以上を占めていましたが、令和6年度には「こども・子育て」を加えた3分野でおよそ9割を占める状況となっています。

■ 各相談窓口における相談件数の推移



資料：市調べ

(2) 精神保健相談数の推移

精神保健相談の「実人数」は増減に波がありますが、令和6年には27人となり、令和5年から10人減少しています。また、「相談延べ人数」は令和4年以降、減少が続いています。

■ 精神保健相談件数の推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実人数	37	26	35	37	27
相談延べ人数	153	150	171	169	139
窓口相談延べ人数	33	29	37	26	25
訪問相談延べ人数	68	40	54	57	60
電話相談延べ人数	52	81	80	86	54

資料：健康課

第3節 社会資源の状況

1 社会福祉協議会の状況

(1) 社会福祉協議会の概要

地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、様々な活動を行っている非営利の民間組織です。

■ 市町村社会福祉協議会の法的位置づけ 社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 嘉麻市社会福祉協議会の概要

嘉麻市社会福祉協議会については、以下のようになっています。

▼ 嘉麻市社会福祉協議会の概要（令和7年4月1日現在）

法人名	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会
設立認可	平成18年3月1日
役員構成	理事：12名（会長・副会長を含む） 評議員：23名 監事：2名
職員数	19名（正規：8名、嘱託：3名、パート：8名）

(3) 嘉麻市社会福祉協議会の主な事業

嘉麻市社会福祉協議会が行っている主な事業については、以下のようになっています。

▼ 嘉麻市社会福祉協議会の主な事業内容

基本事業	
◇ 社会福祉を目的とする事業の企画・実施	
◇ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助	
◇ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成	
◇ 共同募金事業への協力	
独自事業	
◇ 総合相談	◇ 広報紙の発行
◇ 権利擁護に関する事業	◇ 成年後見制度に関する事業
◇ 地域福祉権利擁護事業	◇ 無料職業紹介事業
◇ フードバンク事業	◇ 法律相談
◇ かま老後のあんしんサポート事業	◇ あんしんカードの拡充
◇ 遺言や相続に関する相談	◇ 終活相談
◇ 地域支えあい事業	◇ 空き家管理住まいるサービス
◇ ほっとけんばいの輪づくり運動の推進	◇ ふれあい・いきいきサロンの活動支援
◇ 子育てリユースセンター	◇ 在宅介護者など当事者への支援及び組織化
◇ ひきこもりに関する啓発及び支援	◇ ボランティア・市民活動に関する事業
◇ 災害ボランティアセンターの運営（行政との協定による）	
◇ チャイルドシートの貸出事業	◇ 車いす貸出事業
市受託事業	
◇ 生活支援体制整備事業	
◇ 生活困窮者自立相談支援事業	
◇ 家計改善支援事業	
県社協受託事業	
◇ 生活福祉資金貸付事業	
◇ 生活福祉資金特例貸付における借受世帯への相談事業	
◇ 日常生活自立支援事業	

2 社会福祉施設の状況

(1) 社会福祉施設数

施設名等		箇所数
高齢者福祉分野	介護老人福祉施設	6ヶ所
	介護老人保健施設	2ヶ所
	介護医療院	2ヶ所
	在宅介護支援センター	5ヶ所
	高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)	1ヶ所
	認知症対応型共同生活介護	10ヶ所
	特定施設入居者生活介護	2ヶ所
	居宅介護支援事業所	15ヶ所
	小規模多機能型居宅介護	1ヶ所
障がい福祉分野	障がい者相談支援事業所(計画相談支援事業所を含む)	9ヶ所
	障がい者虐待防止センター(嘉飯圏域)	1ヶ所
	訪問系サービス事業所	18ヶ所
	日中活動系サービス事業所	37ヶ所
	居住系サービス事業所	35ヶ所
	障がい児通所支援サービス事業所	15ヶ所
	障がい者基幹相談支援センター(嘉飯圏域)	1ヶ所
児童福祉分野	保育所(園)	12ヶ所
	認定こども園	2ヶ所
	幼稚園	4ヶ所
	学童保育所	7ヶ所
	こども家庭センター	1ヶ所
	子育て支援センター	3ヶ所
	児童養護施設	1ヶ所
	母子生活支援施設	1ヶ所
保健福祉分野	病院	7ヶ所
	診療所(歯科診療所を含む)	40ヶ所
	保健センター	1ヶ所

資料：市調べ

3 地域福祉に関わる人・団体の状況

(1) 地域福祉に関わる人・団体数

役・団体名等		人数・団体数等
福祉分野	民生委員・児童委員	99 人
	主任児童委員	8 人
	老人クラブ会員	2,165 人
	保護司	33 人
	身体障がい者相談員	2 人
	知的障がい者相談員	2 人
	精神障がい者相談員	2 人
まちづくり・ボランティア	生涯学習ボランティア登録者	203 人
	生涯学習ボランティア登録団体	110 団体
	社会福祉協議会ボランティア登録者	75 人
	社会福祉協議会ボランティア登録団体	18 団体
	NPO法人	13 団体
	地域おこし協力隊	1 人
	PTA	10 団体
	学校生活安全確保支援のための協力者	78 人
	スポーツ推進委員	15 人
	人権擁護委員	14 人
	消防団員	638 人
	自主防災組織	25 団体
	行政区	111 区

資料：市調べ

4 その他、地域の拠点施設の状況

(1) その他、地域の拠点施設数

施設名等	箇所数	施設名等	箇所数
自治公民館・集会所	158 ヶ所	体育施設	25 ヶ所
公立公民館	13 ヶ所	隣保館	2 ヶ所
図書館	4 ヶ所	公園	107 ヶ所
資料館	5 ヶ所	郵便局(簡易郵便局を含む)	12 ヶ所
社会教育施設	7 ヶ所	警察署・交番・駐在所	7 ヶ所

資料：市調べ

第4節 各種調査結果の概要

1 市民アンケート調査結果

地域福祉に関する市民の意向や地域の実態、課題等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

▼ 調査の概要

調査対象	嘉麻市に居住する18歳以上の市民3,000人
調査期間	令和7年7月25日～令和7年8月12日
調査方法	郵送による配布・回収、またはWebによる回答

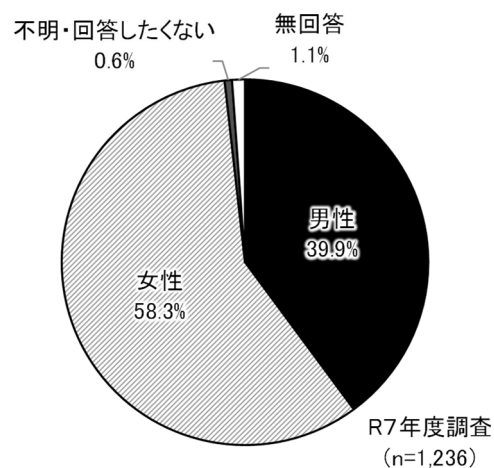
▼ 配布数及び回収数

配布数 (件)	有効回収数(件)			有効回収率 (%)
	郵送	Web	計	
3,000	972	264	1,236	41.2

(1) あなたとご家族のことについて

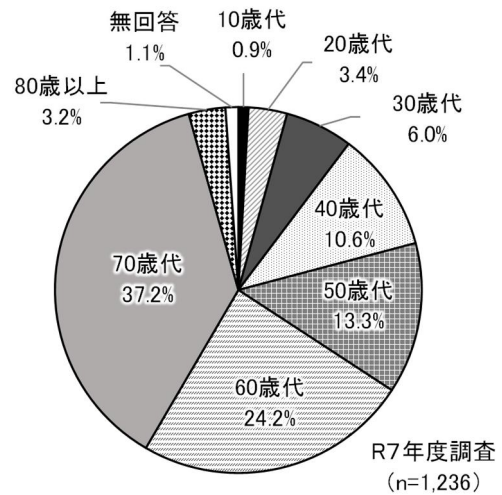
① 性別

回答者の内訳は、「女性」が58.3%で最も多く、次いで「男性」が39.9%、「不明・回答したくない」が0.6%となっています。



② 年齢

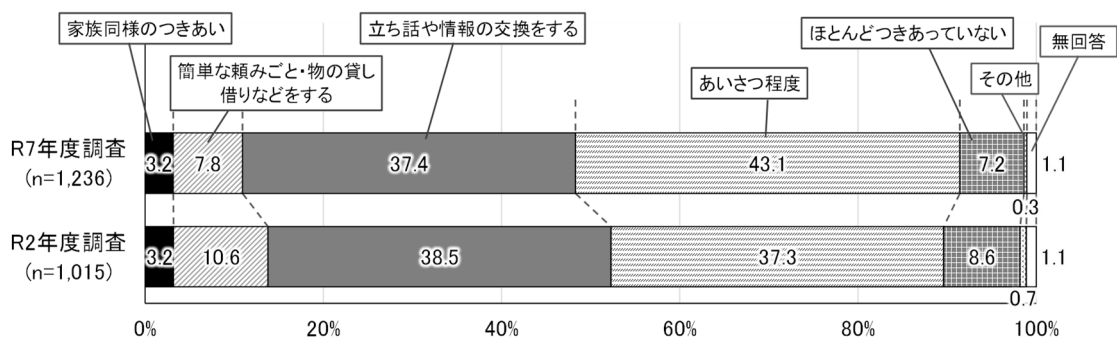
年代別では、「70歳代」が37.2%と最も多く、次いで「60歳代」が24.2%、「50歳代」が13.3%と続いています。高齢層の回答が多い傾向がみられます。



(2) 地域や福祉に関する意識や行動について

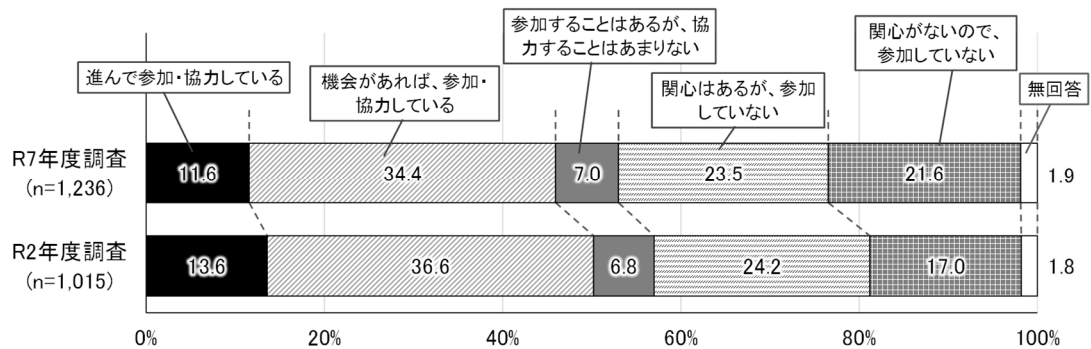
① 近所づきあいについて

近所づきあいについては、「あいさつ程度」と回答した人の割合が43.1%で最も多く、次いで「立ち話や情報の交換をする」が37.4%となっています。前回調査と比較すると、「ほとんどつきあっていない」が減少し、「あいさつ程度」が増加しています。一方で、「簡単な頼みごと・物の貸し借りなどをする」や「立ち話や情報の交換をする」と回答した人の割合は減少しています。これらの結果から、地域における人間関係は希薄化する傾向にあり、交流が表面的なものにとどまりやすい状況がうかがえます。



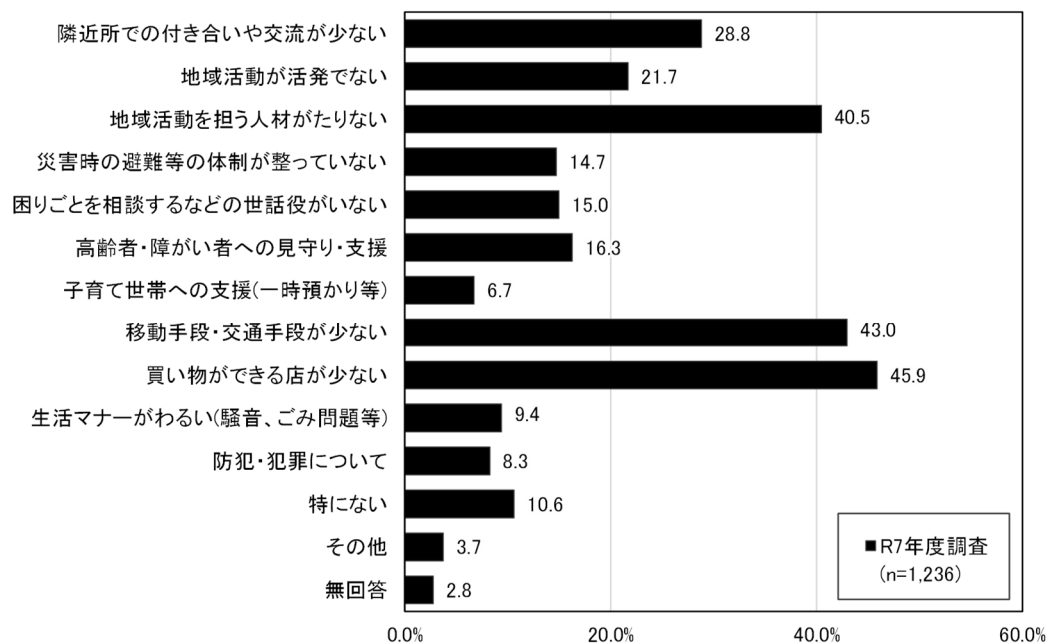
② 地域の行事や活動への参加

地域の行事や活動について、「参加している」（「進んで参加・協力している」「機会があれば、参加・協力している」「参加することはあるが、協力することはあまりない」の合計）と回答した人の割合は53.0%で、前回調査の57.0%から4ポイント減少しています。また、「関心がないので、参加していない」と回答した人の割合は前回調査から4.6ポイント増加し、21.6%となっています。これらの結果から、地域行事や活動への参加意識はやや低下傾向にあり、住民の関心を高める工夫が求められているといえます。



③ 住んでいる地域の課題や問題

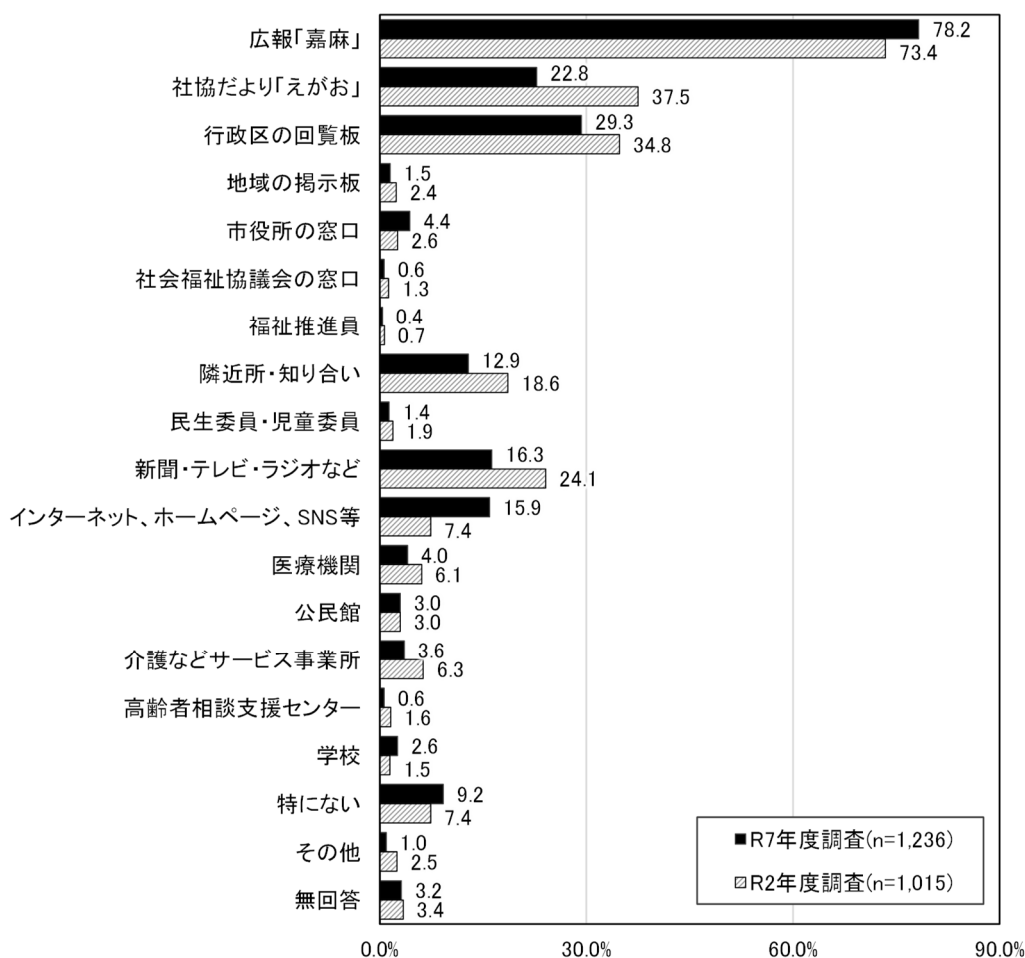
住んでいる地域において、「買い物ができる店が少ない」と感じている人の割合が45.9%と最も高く、次いで「移動手段・交通手段が少ない」が43.0%、「地域活動を担う人材が足りない」が40.5%となっています。これらの結果から、生活基盤の利便性の確保や交通手段の充実に加え、地域を支える人材の育成・確保が大きな課題となっていることがうかがえます。



④ 福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手方法

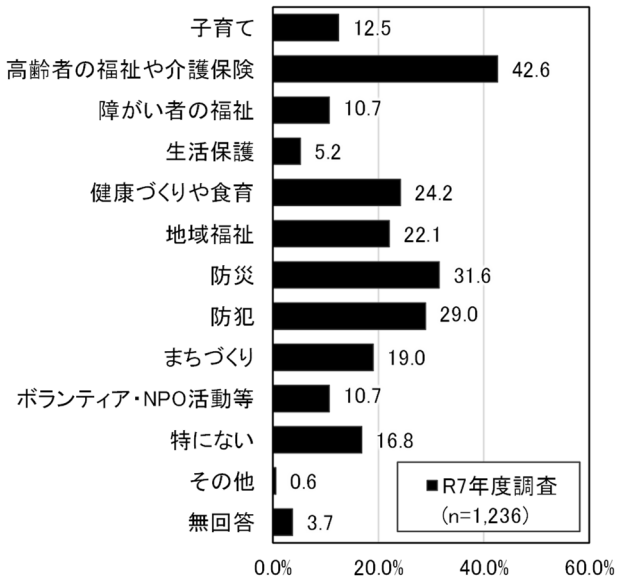
情報の入手方法としては、前回調査と同様に「広報『嘉麻』」が78.2%と最も高くなっています。次いで「行政区の回覧板」(29.3%)、「社協だより『えがお』」(22.8%)と続いています。いずれも前回調査から減少しており、特に「社協だより『えがお』」は14.7ポイントの大幅な減少となっています。

また、「隣近所・知り合い」や「新聞・テレビ・ラジオ」においても減少がみられる一方で、「インターネット、ホームページ、SNS等」の割合は前回調査から2倍以上に増加しています。これらの結果から、従来の紙媒体や人づての情報よりも、デジタル媒体を活用した情報収集が広がってきている傾向がうかがえます。



⑤ 知りたい地域活動の分野

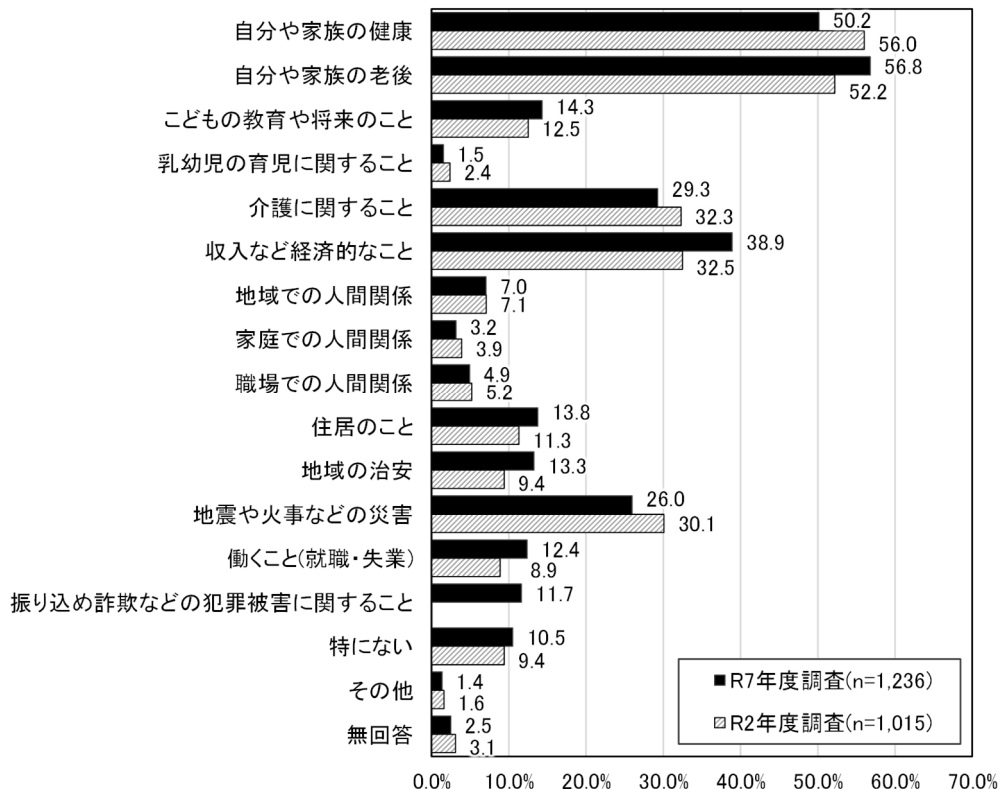
知りたい地域活動の分野について、最も多いのは、「高齢者の福祉や介護保険」で42.6%となっており、次いで「防災」が31.6%、「防犯」が29.0%となっています。



(3) 生活課題や福祉について

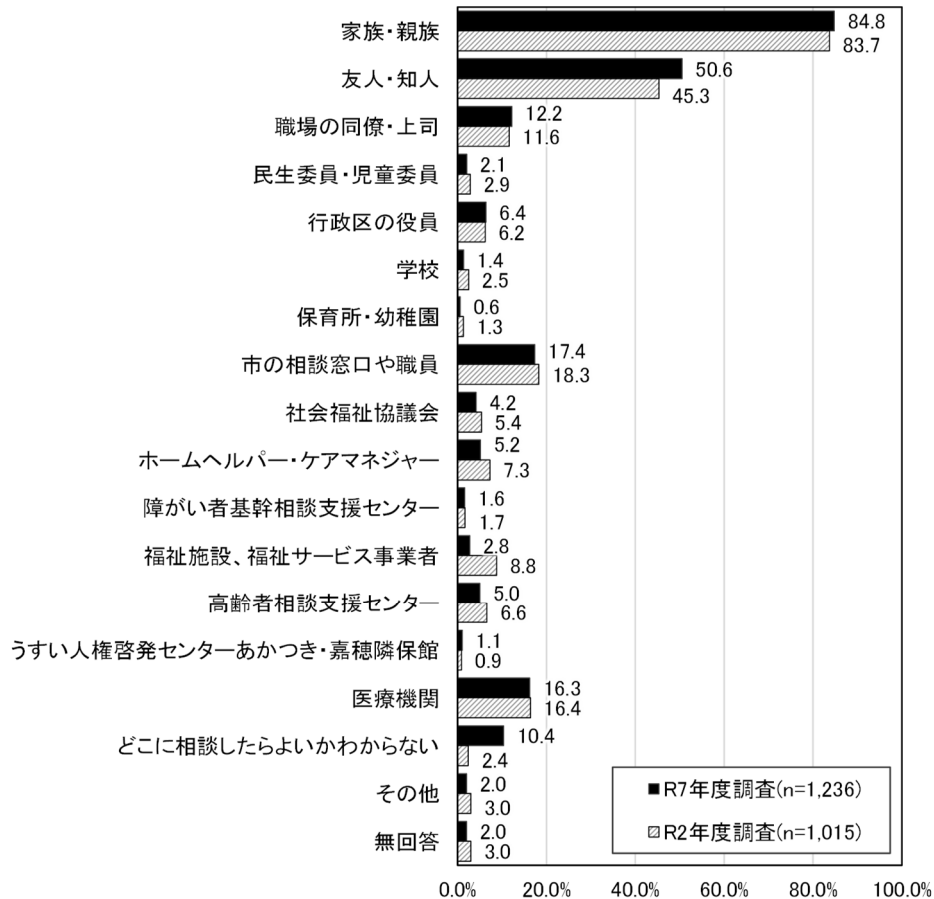
① 日頃の生活で感じている悩みや不安

日頃の生活において、「自分や家族の老後」に対する悩みや不安を感じている人の割合が56.8%と最も高く、次いで「自分や家族の健康」が50.2%となっています。また、「収入など経済的なこと」と回答した人の割合は38.9%で、前回調査から6.4ポイントの増加がみられます。これらの結果から、生活設計や健康、経済面に関する不安が住民の関心として強く、支援や情報提供の必要性が高いことがうかがえます。



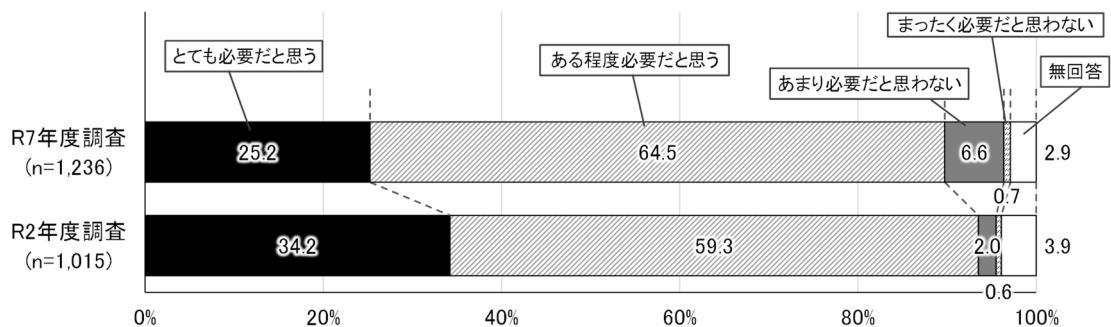
② 相談先について

さまざまな場面で困った場合の相談先については、前回調査と同様に「家族・親族」（84.8%）が最も多く、次いで「友人・知人」が50.6%となっています。前回調査と比較すると、専門機関や事業所などへ相談する割合は減少しており、「どこに相談したらよいかわからない」と回答した人の割合が増加しています。



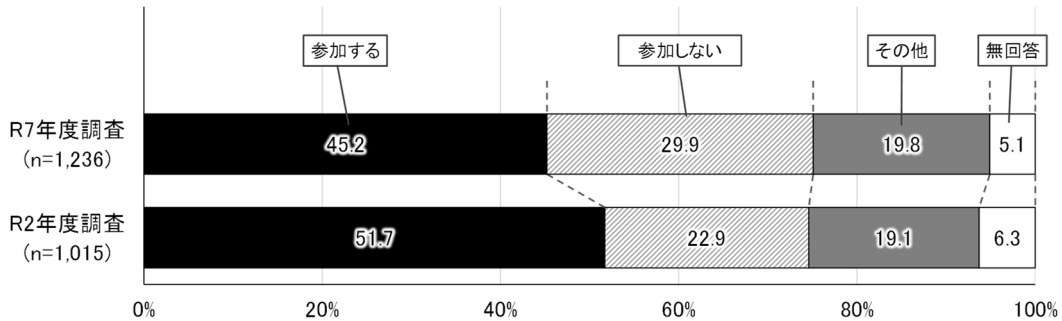
③ 地域の福祉課題に対する住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性

約9割の人が「必要だと思う」（「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」の合計）と回答していますが、前回調査と比較するとやや減少しており、「あまり必要だと思わない」と回答した人の割合は増加しています。これらの結果から、地域でのつながりや参加を促進する取組が引き続き求められることがうかがえます。



④ 住民相互の自主的な支え合い、助け合いの活動への参加意向

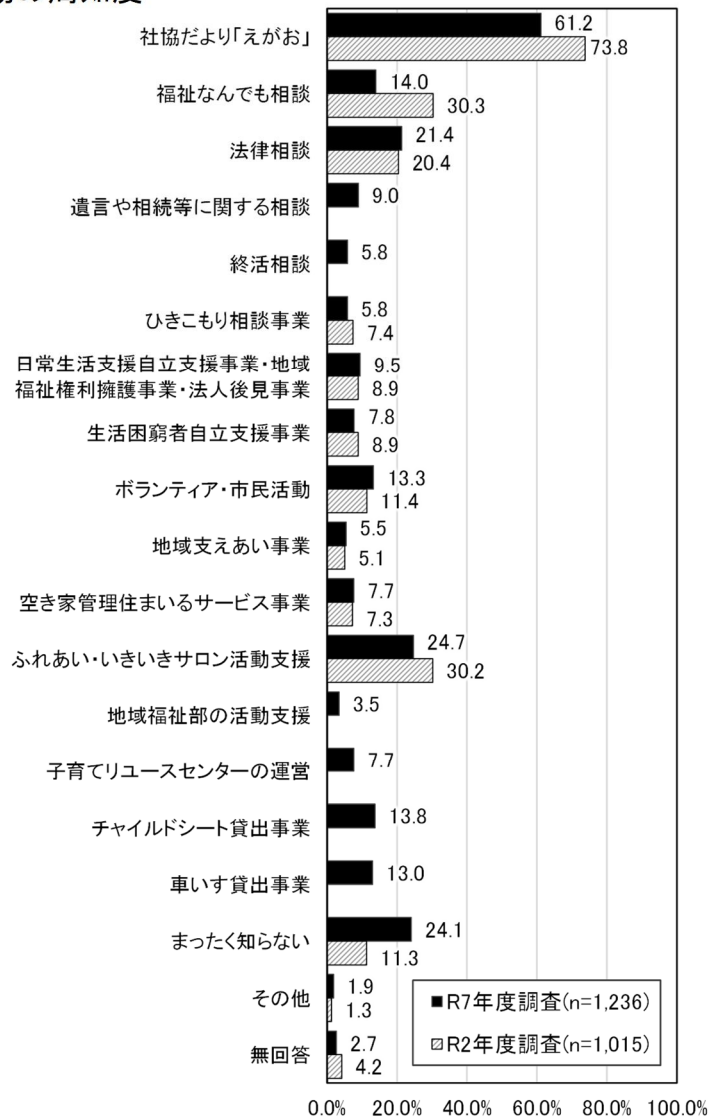
「参加する」と回答した人の割合は45.2%と最も多くなっていますが、前回調査と比較すると減少しており、「参加しない」と回答した人の割合が増加しています。これらの結果から、参加のハードルや関心の低下が課題であることがうかがえます。



(4) 地域福祉に関わる機関・団体や制度について

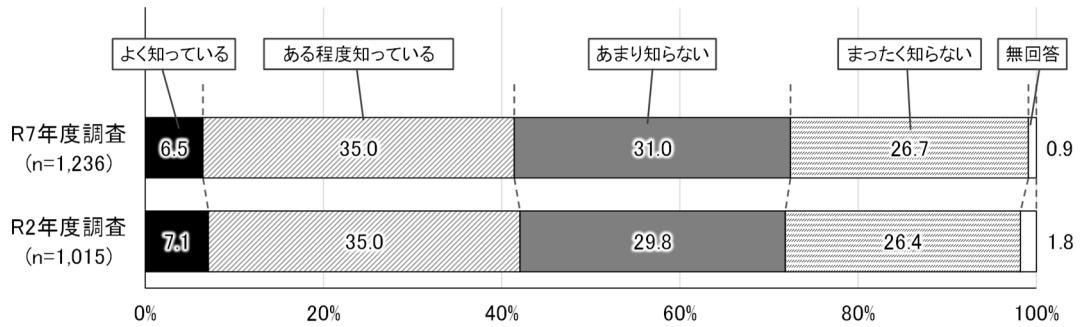
① 嘉麻市社会福祉協議会の活動の周知度

嘉麻市社会福祉協議会の活動については、「社協だより『えがお』(61.2%)が最も周知されていますが、前回調査と比較すると減少がみられます。一方で、最も周知度が低い活動内容は、「地域福祉部の活動支援」(3.5%)となっています。また、「まったく知らない」と回答した人の割合は24.1%となっており、前回調査から12.8ポイント増加しています。



② 成年後見制度の周知度

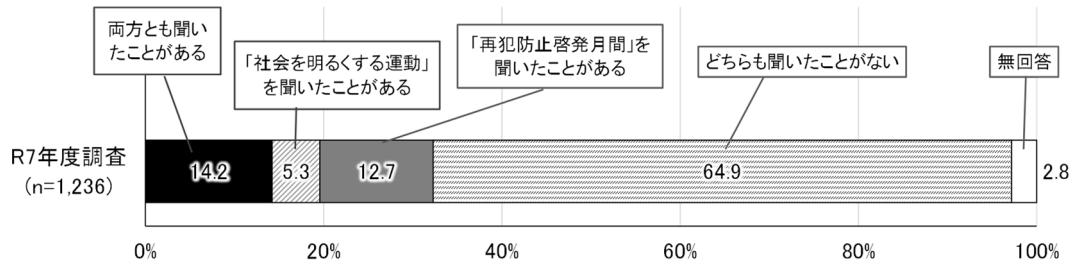
成年後見制度について、「知っている」（「よく知っている」と「ある程度知っている」の合計）と回答した人の割合は41.5%で、前回調査からわずかに減少しています。これらの結果から、成年後見制度の認知度は依然として十分とはいえず、制度に関する情報提供や周知の強化が求められることがうかがえます。



(5) 再犯防止について

① 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」の周知度

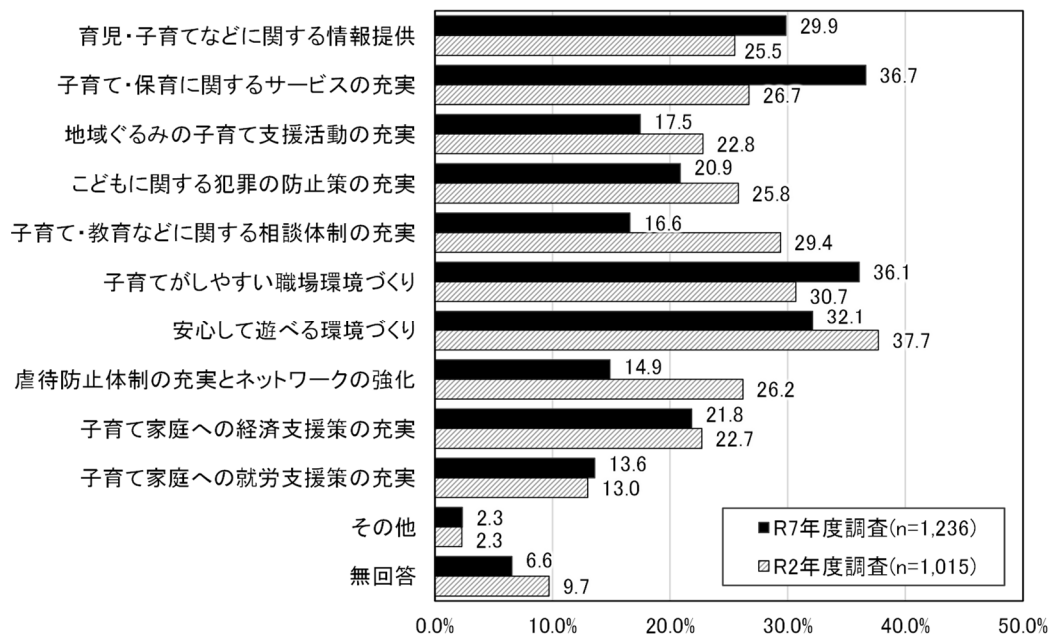
再犯防止に関する取組については、「どちらも聞いたことがない」と回答した人の割合が6割以上を占めています。これらの結果から、再犯防止に関する取組の認知度は十分でなく、広報や啓発活動の強化が課題であることがうかがえます。



(6) 嘉麻市における今後の福祉のあり方について

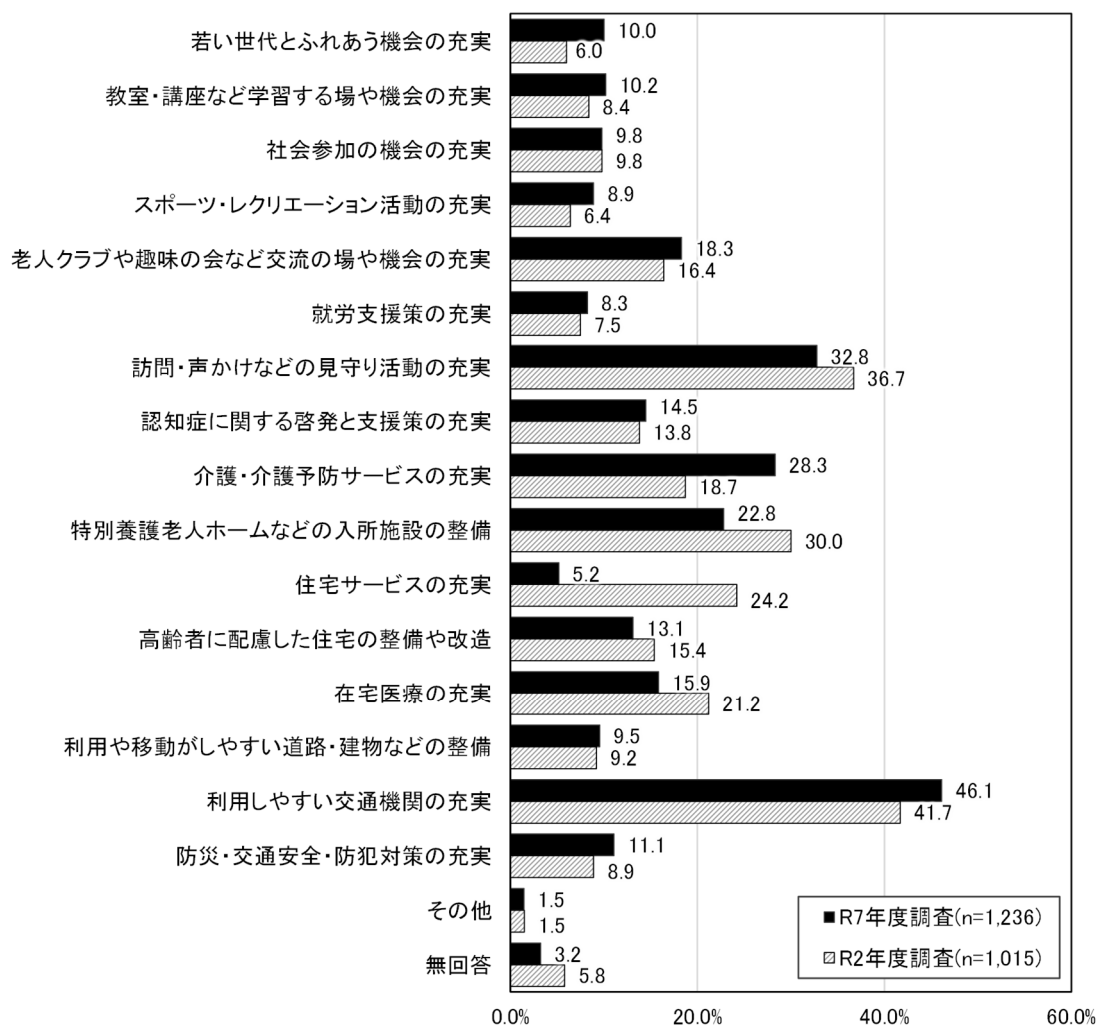
① こどもを健やかに育てるために重要だと思う取組

こどもを健やかに育てるために重要だと思う取組については、「子育て・保育に関するサービスの充実」と回答した人の割合が36.7%で最も高く、次いで「子育てがしやすい職場環境づくり」が36.1%となっています。前回調査と比較すると、いずれも増加しており、子育て支援や働きやすい環境づくりに対する関心が高まっていることがうかがえます。



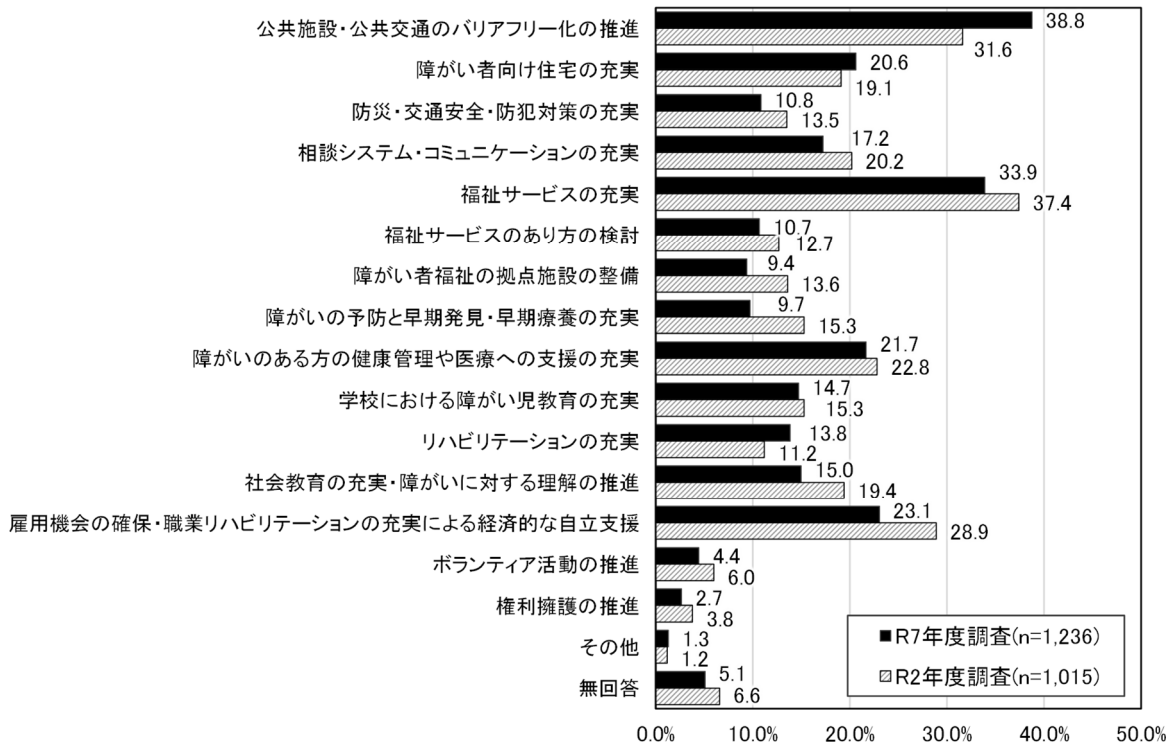
② 高齢者が安心して暮らしていくために重要だと思う取組

高齢者が安心して暮らしていくために重要だと思う取組について、最も割合が高いのは「利用しやすい交通機関の充実」で46.1%となっています。前回調査と比較すると、居住に関する取組の割合は減少している一方で、人との交流に関する取組や介護予防に関する取組の割合は増加傾向にあります。これらの結果から、高齢者の生活の利便性だけでなく、社会的なつながりや健康維持に対する関心が高まっていることがうかがえます。



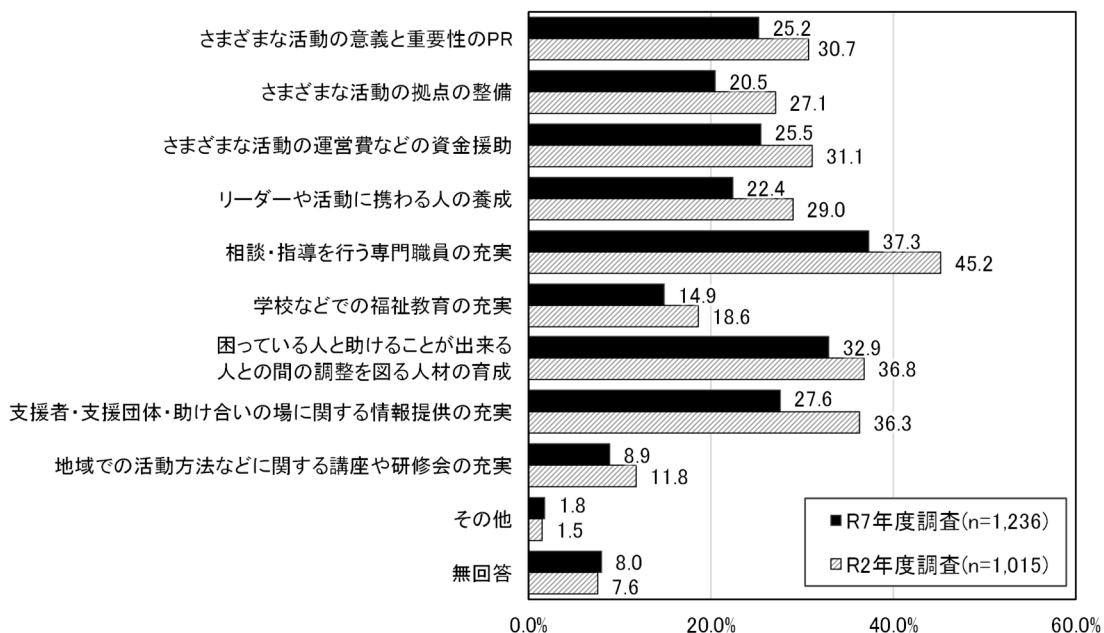
③ 障がいのある人が安心して暮らしていくために重要だと思う取組

障がいのある人が安心して暮らしていくために重要だと思う取組では、「公共施設・公共交通のバリアフリー化の推進」が38.8%と最も多く、前回調査から7.2ポイントの増加がみられます。



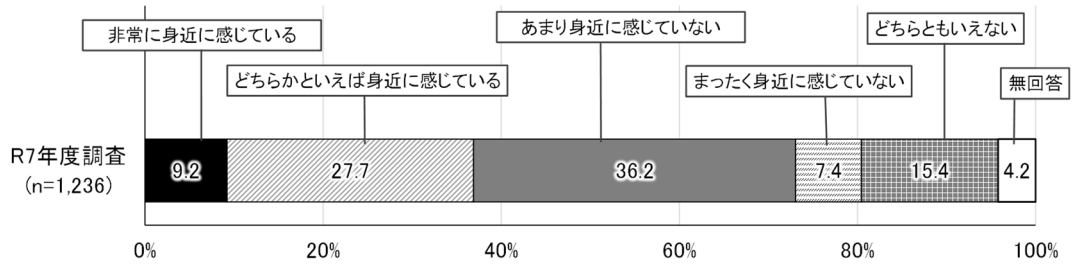
④ 地域福祉を推進していくために重要だと思う取組

地域福祉を推進していくために重要だと思う取組については、前回調査と同様に「相談・指導を行う専門職員の充実」(37.3%)が最も高く、次いで「困っている人と助け合える人との間の調整を図る人材の育成」(32.9%)となっています。



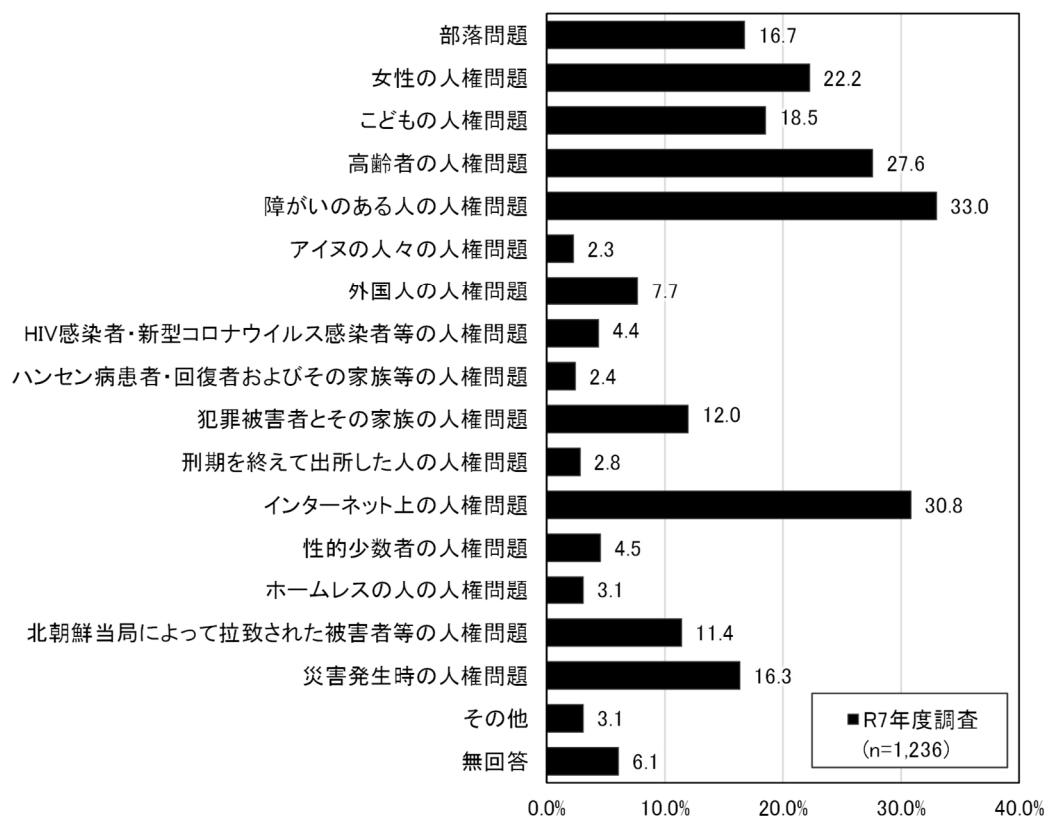
⑤ 人権との関わりについて

人権との関わりについて、「身近に感じている」（「非常に身近に感じている」と「どちらかといえば身近に感じている」の合計）と回答した人の割合は 36.9%となっており、「身近に感じていない」（「あまり身近に感じていない」と「まったく身近に感じていない」の合計）と回答した人の割合（43.6%）より低くなっています。



⑥ 関心のある人権問題について

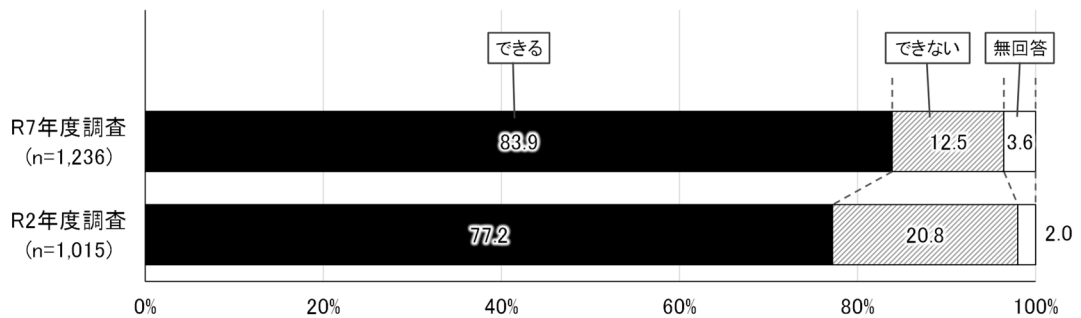
人権問題のうち、最も関心が高いのは「障がいのある人の人権問題」（33.0%）で、次いで「インターネット上の人権問題」（30.8%）、「高齢者の人権問題」（27.6%）となっています。



(7) 災害への対応について

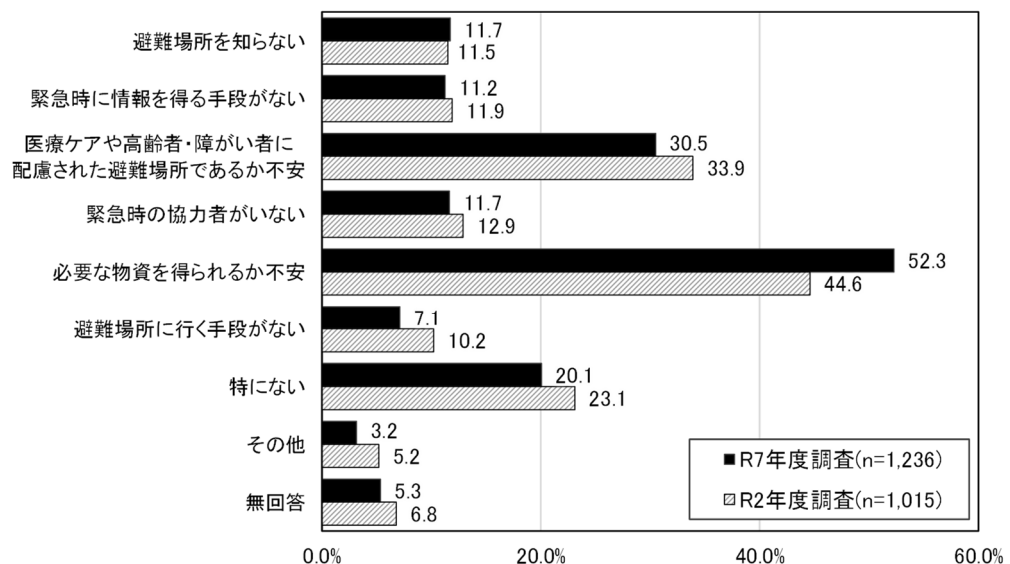
① 災害発生時における一人での避難について

災害発生時の避難について、一人で避難することが「できる」と回答した人の割合は8割を超えており、前回調査から増加しています。一方で、「できない」と回答した人が約1割存在しており、一人での避難に不安を感じる人も一定数いることがわかります。



② 災害時に困ることについて

災害時に困ることとしては、「必要な物資を得られるか不安」と回答した人の割合が最も多く 52.3%となっており、前回調査から増加がみられます。また、「医療ケアや高齢者・障がい者に配慮された避難場所であるか不安」と回答した人の割合も3割を超えており、避難後の状況に不安を感じる傾向がうかがえます。これらの結果から、災害時の物資確保や避難所の安全・安心の確保に向けた対策が重要であることが示されています。



2 関係団体ヒアリング結果

(1) ヒアリング調査の実施概要

計画の策定にあたり、校区ごとに設置された協議体及び委員会において、ヒアリング調査を行いました。

地区名	協議体名	開催日	参加人数
山田地区	あっとふるやまだ	令和7年8月26日	12名
嘉穂地区	嘉穂ますます会	令和7年9月11日	7名

地区名	委員会名	開催日	参加人数
稲築地区	稲築地域福祉推進委員会	令和7年9月19日	10名
碓井地区	碓井地域福祉推進委員会	令和7年9月26日	10名

■ ヒアリングの様子



あっとふるやまだ



嘉穂ますます会



稲築地域福祉推進委員会



碓井地域福祉推進委員会

(2) 主な調査結果

① 地域のつながりの変化

- 行政区への加入率が減少し、地域行事の継続が難しくなっています。
- 若い世代の地域参加意識が薄れ、個人主義的な傾向がみられます。
- 高齢者も役割を担えず脱退するケースが増えています。
- 回覧板の減少または廃止などにより、近隣との自然な交流機会が減少しています。

② 生活環境（空き家・交通・買い物環境）

- 放置された空き家が多く、景観や安全面に悪影響を及ぼしています。
- 老朽化した住宅からの飛来物や獣の侵入が心配されています。
- デマンドバスの運行範囲が限られており、乗継ぎが必要なため移動手段として十分に利用できないことに不便さを感じています。
- 商店やスーパーの閉店が続き、買い物が困難になっています。
- 交通の利便性や商業機能の充実が求められています。

③ 高齢者の暮らし

- 単身高齢者が増加し、孤独死への不安を抱く人がいます。
- 移動手段がなく、免許返納後の生活に支障が出ています。
- 身寄りがなく、緊急連絡先や保証人を確保できない人がいます。
- 買い物先の減少により、生活の自由度が低下しています。
- 地域で支え合う仕組みづくりが求められています。

④ 障がいのある人への支援

- 地域での理解や受け入れが十分でなく、外出や交流が難しい状況です。
- 手話通訳など支援体制が不足しています。
- 避難所利用時に不安を感じる人がいます。
- 障がいのある人の働く場や交流の場が減少しています。

⑤ こども・子育て支援

- 地域の中で子育てを支え合う雰囲気が薄れつつあります。
- 保護者が気軽に相談できる環境が少なくなっています。
- インターネット情報が多く、教育方針に悩む保護者が増えています。
- 不登校や進学・就職への意欲低下など、若者の支援が課題です。
- 世代間交流など、地域ぐるみの子育てが求められます。

⑥ 偏見・差別に関する課題

- 認知症や障がいへの理解が不足しており、関わりが難しい場面があります。
- 声かけを拒まれるなど、地域での支援が進みにくい状況があります。
- 正しい理解を広げる啓発活動が必要です。

⑦ 生活困窮・孤立への支援

- 困りごとの発見が遅れ、支援につながりにくい状況があります。
- 支援活動や行事の情報が届かない人が多くいます。
- 社会参加や体験の機会が減少しています。
- 情報発信や見守り体制の充実が必要です。

⑧ 災害時の避難支援

- 避難時の移動手段がなく、避難行動が難しい人がいます。
- 防災無線が聞こえにくく、情報が届かないことがあります。
- 避難所まで荷物を運べないなど、実際の避難が困難です。
- 行政区単位では避難訓練の実施が難しく、広域的な体制づくりが必要です。

- ◆ 地域のつながりの希薄化や交通・買い物の不便、孤立や支援不足など、生活に密着した課題が多く見られます。
- ◆ 今後は、地域・行政・関係機関が連携し、誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みを強化していくことが重要です。

3 第2期計画の実施状況

第2期計画における実施状況及び課題について、関係各課へのヒアリング結果を基に、施策の方向性ごとに整理し取りまとめました。

▶ 基本目標1 支えあいの意識と人づくり

施策の方向性1 人権や地域福祉に関する意識の醸成	
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 「人権のつどい」や「人権・部落問題研修会（出前講座）」を開催し、市民や職員の人権意識向上に取り組みました。 ▷ 市内の小学校や市職員を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症やサポーター活動に関する理解促進と普及啓発を図りました。 ▷ 市内の全学校で、教職員等を対象とした研修を年3回実施しました。 ▷ 福祉課題への理解促進を目的に、全職員対象の研修会を毎年実施しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民意識調査によると、「人権のつどい」の認知度が低く、参加者層も高齢者に偏っているため、若年層が参加しやすい工夫と周知徹底が必要です。 ◇ 人権に関する専門知識を有する人材を継続的に配置する体制整備が求められます。 ◇ 「人権・部落問題研修会（出前講座）」の実施拡大と内容の充実が必要です。 ◇ 認知症サポーター養成講座の開催場所を拡大し、正しい知識の普及とケア体制の強化を進める必要があります。

施策の方向性2 地域づくりと地域のつながりの強化	
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 民生委員・児童委員と連携し、見守りや助け合い活動の支援を行いました。 ▷ 行政区の代表者との意見交換や行政区交付金の交付を通じて、地域自治振興の活性化を図りました。 ▷ 市民提案型事業を実施し、ボランティア団体への補助を行いました。 ▷ 出前講座やお元気デイサービス、フレイルサポーター養成講座、元気でい隊教室などを通じ、介護予防に関する普及啓発を実施しました。 ▷ 市内11か所でサロンを開催し、高齢者の交流や認知症・介護に関する語らいの場を提供しました。 ▷ 地域学校協働本部を設置し、地域・学校・行政の連携体制を整備するとともに、各学校の運営協議会の年間計画に基づき、コミュニティ・スクールの取組を推進しました。 ▷ 職員による児童・生徒の登下校時の見守りを行いました。 ▷ 地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと学習を各学校で実施し、こどもの郷土愛の育成に努めました。

施策の方向性 2 地域づくりと地域のつながりの強化

課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 行政区における担い手の高齢化により、人材不足が懸念されます。 ◇ ボランティア団体員や地域の支え手の高齢化に伴い、事業縮小や後継者不足による廃止の可能性があります。 ◇ 施設の老朽化により、サロンの開催会場の確保が難しい地域があります。 ◇ 高齢化率が令和6年度末で41.6%を超え、一人暮らし高齢者も増加しているため、日常的な見守りや在宅支援が必要な方が増加しています。 ◇ コミュニティ・スクールの全校実施に向けて、段階的な拡大と各校の準備・運営への支援が求められます。
----	---

▶ 基本目標 2 自分らしく暮らせる地域づくり

施策の方向性 1 福祉サービスの充実

実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▷ アンケート調査等を実施し、市民の状況やニーズの把握に努め、福祉サービスの向上に努めました。 ▷ 事業所に対し、情報提供や研修会を実施しました。 ▷ 配食サービス事業や緊急通報システム事業により、高齢者等の安否確認を行いました。 ▷ 関係機関と連携し、サービス量・質の確保と人材のスキル向上に努めました。 ▷ 一般介護予防事業として、65歳以上を対象に運動教室や健口教室、出前講座等を実施しました。 ▷ 関係機関・事業所と連携し、総合的に福祉サービスを提供できる体制を整備しました。 ▷ 妊娠から出産・子育てに至るまで、健診・訪問・相談・教室等を通じて継続的な支援を行いました。 ▷ 幼稚園等就学前施設を巡回訪問し、発達支援等の子育て支援を実施しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 社会情勢の変化により、高齢者ニーズが多様化・複雑化しています。 ◇ ニーズの多様化とともに制度改正が頻繁であり、対応が困難です。 ◇ 厳しい財政状況や地域資源の不足が課題です。 ◇ 身寄りのない高齢者が増加し、緊急時の連絡先確保が困難となっています。 ◇ 介護人材の確保や地域実情に応じたサービス体制整備が必要です。 ◇ 介護予防事業への移手段の不足により、通いの場への移手段の検討が必要です。 ◇ 若年・未婚・経済的困窮・精神疾患等により育児困難を抱える妊産婦が多く、関係機関と連携した包括的支援が求められます。

施策の方向性 2 適切な情報提供	
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 広報誌、ホームページ、SNS、テレビdボタン広報誌、子育てガイドブック、障がい福祉のしおり、介護保険パンフレット、認知症ケアパス、チラシ、出前講座など、多様な媒体で市民にわかりやすく福祉情報を周知しました。 ▷ 教育相談や発達支援リーフレットを作成し、就学前施設や学校に配布しました。 ▷ 障がいのある人には特性に応じた伝達を行い、事業計画等には音声コードを添付するなど、情報保障に努めました。 ▷ 各種団体に対し、関連研修・講習等の情報提供を行いました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 紙媒体や SNS など、世代・個人によって利用する媒体が異なるため、効果的な周知手段の検討が必要です。 ◇ 施設の臨時休館など緊急情報はホームページや SNS で提供しているものの、これらを利用できない高齢者等情報弱者への周知が課題です。 ◇ 今後は SNS を活用した相談体制の整備と周知を進めます。

施策の方向性 3 複合的課題への対応と相談支援体制の充実	
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）において、医師会、介護サービス事業者、社会福祉協議会等と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた包括的支援を実施しました。 ▷ 障がい者基幹相談支援センターの機能を強化し、関係機関との連携を進めました。 ▷ こども家庭センターにおいて、母子保健、児童福祉、発達支援、教育相談等を通じ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行いました。 ▷ 支援を要する児童生徒に対し、養護教諭や関係機関と連携し、スクールカウンセラー等による心のケアや相談体制を整備しました。 ▷ 自殺対策強化月間にゲートキーパー養成研修を実施し、相談対応では関係機関と連携しながら支援を行いました。 ▷ 地域ケア会議活動支援アドバイザーの指導のもと個別地域ケア会議を開催し、多職種協働による自立支援を推進しました。 ▷ 認知症初期集中支援事業として支援方法を検討し、医療・介護につなぐ体制を整備するとともに、認知症ネットワーク調整会議を開催し、精神科医療機関と連携して課題解決に取り組みました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 相談や支援への接触を拒むケースがあり、状況把握が困難な場合があります。 ◇ 人力的な課題もあり、複合的な相談窓口の設置には至っていません。 ◇ スクールソーシャルワーカーが未配置であり、関係機関と連携を強化し総合的支援につなげる体制整備が必要です。 ◇ 窓口に来所しない潜在的な悩みを抱えた方については、地域住民がゲートキーパーとしてつなぐ仕組みが求められます。 ◇ 相談内容の多様化に対応するため、職員の知識習得と研修の充実が求められます。

施策の方向性 4 権利擁護の推進

実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 障がい者虐待防止センター、障がい者基幹相談支援センターと連携し、迅速な対応を行いました。 ▷ 高齢者虐待の相談・通報に対し、関係機関と連携しながら課全体で対応しました。 ▷ 高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）において、成年後見制度の利用促進に向け、出前講座やパンフレット配布、広報誌掲載等による周知を行いました。 ▷ 各種媒体、イベント、交流教室等を活用し、人権問題に関する啓発を実施しました。 ▷ 乳児家庭全戸訪問等の母子保健事業を通じ、母子の心身の状況や養育環境を把握し、相談や情報提供を行うことで、児童虐待の未然防止に取り組みました。 ▷ 嘉麻市要保護児童対策地域協議会において、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議を設置し、情報共有と支援内容の協議を行いました。また、学校・保育園・幼稚園等に児童虐待発見時の対応を周知し、早期発見・早期対応及び未然防止に努めました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 成年後見制度の利用促進について、引き続き普及啓発や周知を図る必要があります。 ◇ 啓発冊子や研修会の認知度が十分でなく、さらなる周知が求められます。 ◇ ヤングケアラーや児童虐待は家庭内で起こることが多く、通報により発覚するケースが中心であるため、潜在的な事例が存在すると考えられます。社会的認識と個人の意識を高める取組が必要です。

▶ 基本目標 3 安心安全に暮らせるまちづくり

施策の方向性 1 生活環境の整備

実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 不法投棄防止に向け、広報・ホームページで啓発を行い、多発地域には監視パトロールや看板・監視カメラを設置しました。 ▷ 公共交通体系整備事業では、市民ニーズの把握や民間事業者との調整を行い、利便性と効率性を備えた交通体系を整備しました。令和6年度の利用者数は市バス 115,245 人（前年比 1,869 人増）、デマンド型バス 17,829 人（前年比 1,097 人増）と増加しました。また、通学定期券購入費補助を 580 人に交付し、公共交通利用促進や子育て・定住支援を行いました。 ▷ 遊具点検を実施し、危険遊具の撤去・修繕を行いました。 ▷ 管理されていない空き地に関する苦情に随時対応しました。 ▷ 警察署と連携し、二セ電話詐欺被害防止の広報啓発を行いました。 ▷ 防犯灯の新設・維持管理を行い、夜間の犯罪防止に取り組みました。
------	--

施策の方向性 1 生活環境の整備	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 不法投棄が年数十件発生しており、継続的な啓発が必要です。 ◇ 全国的な運転手不足や人件費・燃油費高騰に伴い、公共交通事業費が増加しており、将来的な事業継続が課題です。 ◇ 管理不全の空き家が多く、所有者等の当事者意識の希薄さが課題です。 ◇ SNS 型投資詐欺やロマンス詐欺など新たな手口が拡大しており、広報・啓発活動の一層の強化が必要です。 ◇ 防犯灯などの設置箇所が多く、点検等におけるマンパワー不足が懸念されます。

施策の方向性 2 地域の防災力の向上	
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 行政区や保育園、学校等で防災講座を実施し、市民への啓発を行いました。 ▷ 広報誌に防災特集を掲載し、防災意識の向上を図りました。 ▷ 義務教育学校を避難所に指定し、市民の受入可能数を拡大しました。また、自主防災組織が公民館等を避難所として運営し、一時避難場所を確保しました。 ▷ 自主防災組織の設立や訓練に補助金を活用し、活動意欲の向上を支援しました。 ▷ 避難行動要支援者名簿については、避難支援等関係者（警察署、消防署、消防団、自主防災組織、行政区長、在宅介護支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会）に配布し、避難支援への協力を依頼しました。 ▷ 各地区で福祉避難所を運営し、介助が必要な方の受入体制を構築しました。稲築保健センターには保健師を常駐させ、専門的支援を提供しました。 ▷ 令和 4 年 3 月 29 日に嘉麻市内の社会福祉法人と災害時の福祉避難所施設利用に関する協定を締結し、各地区 1 か所の福祉避難所を指定して要配慮者受入体制を整備しました。 ▷ 非常食や寝具を拡充し、避難所での生活環境改善を図りました。 ▷ 市民にハザードマップを配布し、危険個所の把握を促しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民全体の防災意識は十分に醸成されていません。 ◇ 移動手段を持たない市民の受入体制や、自主防災組織が未設置の行政区における避難所運営が課題です。 ◇ 避難行動要支援者名簿は同意者のみの記載であり、今後も同意者を増やすための啓発が必要です。 ◇ 情報弱者への災害情報伝達が困難です。 ◇ 避難所におけるプライバシー確保や人権侵害防止のため、職員と住民が一体となった運営体制が求められます。

第5節 本計画で取り組むべき主な課題

基礎的な統計資料や各種調査、第2期計画の実施状況等から、本市の地域福祉をめぐる主な課題を次のように整理します。

課題1 地域を支える担い手の育成と活躍促進

人口減少や高齢化により、民生委員・児童委員、ボランティア団体、地域運営を担う人材の高齢化や後継者不足が進んでいます。若年層や子育て世代の地域参画は限定的であり、将来の担い手不足が懸念されます。次世代を担う人材を育成するとともに、活動に参加しやすい環境を整えることが必要です。また、相談や支援を担う専門職の人材確保やスキル向上も課題となっています。さらに、人権に関する意識の向上や差別・偏見の解消も重要であり、誰もが尊重され安心して暮らせる地域社会を実現することが求められます。

課題2 つながりを広げる仕組みと支えあいの強化

市民アンケートの結果では、人間関係が「あいさつ程度」ととどまる傾向がみられ、地域のつながりが希薄化しています。孤立を防ぎ、住民同士の支えあいを生み出す取組を推進することが重要です。あわせて、子育て世代への支援や障がいのある人への理解促進、高齢者の介護予防や見守り活動など、多様な世代をつなぐ活動の強化が求められます。さらに、成年後見制度や再犯防止の周知度が十分でないことから、制度や取組の情報をわかりやすく伝え、地域ぐるみで支える体制を整えることが課題です。

課題3 安心・快適な暮らしを支える環境と体制整備

本市の高齢化率は40%を超え、一人暮らし高齢者や介護度の高い方が増加しているため、生活支援や介護サービスの充実が急務です。生活困窮世帯やひとり親世帯、自殺率の高さなど、経済的不安や心の健康に関する支援も重要な課題です。また、災害時における移動手段を持たない方や要配慮者への支援体制、情報弱者への対応は十分ではなく、安心して避難できる体制整備が必要です。さらに、公共交通や買い物環境の確保など、日常生活の利便性を維持することも市民の安全・安心な暮らしに不可欠な課題となっています。

以上のように、本市における主な地域福祉課題は、「担い手の育成と活躍促進」、「つながりを広げる仕組みと支えあいの強化」、「安心・快適な暮らしを支える環境と体制整備」に整理されます。市民・地域・行政・関係団体が協働して取り組むことにより、誰もが安心して暮らし、支え合う地域共生社会の実現をめざします。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本的な考え方

1 基本理念



安心・ゆとり・つながりで 未来へつなぐ嘉麻の福祉

嘉麻市は、すべての市民が安心して暮らし、心にゆとりをもって自分らしく生きられる地域社会をめざします。少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化などの課題が進む中で、誰もが孤立することなく互いに支え合える環境を整えることが求められています。

そのために、市民、地域団体、事業者、行政が協働し、人と人、人と地域がつながる仕組みを育むことが重要です。つながりを基盤とした地域福祉は、市民に安心とゆとりをもたらすとともに、次の世代へと誇りを持って引き継ぐことのできる「未来の嘉麻」を築く力となります。

人々が心地よさや温もりを感じながら暮らすことができ、誰もが居心地のよいと感じられる地域づくりを進めることで、市民一人ひとりが「住みたい・つながりたい」と思えるふるさと嘉麻をめざします。

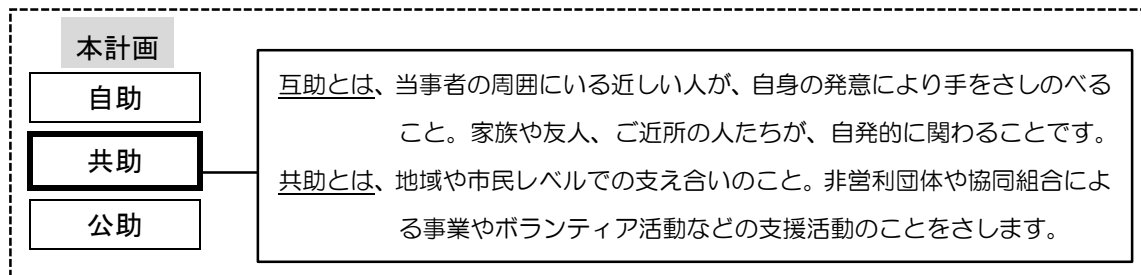
2 基本的な視点

本計画では、「安心・ゆとり・つながりで未来へつなぐ嘉麻の福祉」の実現に向けて、市民・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら支え合うことを大切にしています。

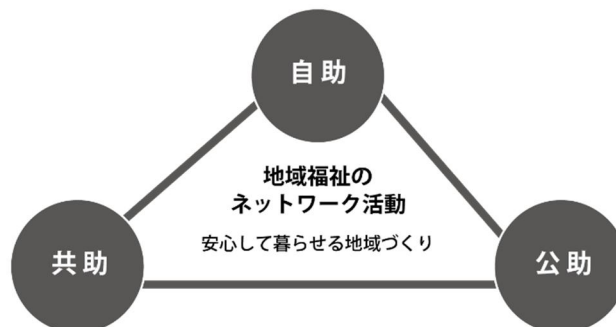
そのための基本的な視点（考え方）として、「自助（市民一人ひとりができること）」「共助（身近な人たちや地域全体で取り組むこと）」「公助（行政で取り組むこと）」の3つを掲げます。

基本的な視点	意味すること
<p style="text-align: center;">自 助 (市民一人ひとりができること)</p>	市民一人ひとりの自立であり、市民は福祉サービスの受け手としてだけではなく、自らが地域福祉の担い手であるという認識を持ち、地域の課題の解決に向けて自分でできることを主体的に行うこと。
<p style="text-align: center;">共 助 (身近な人たちや地域全体で取り組むこと)</p>	地域で生活する人や活動をしている人、地域の事業所など様々な人や組織が協力して、共に地域の福祉課題の解決に向けて取り組み、地域全体で助け合うこと。
<p style="text-align: center;">公 助 (行政で取り組むこと)</p>	行政としての責任と役割を果たすとともに、市民の自立の支援や地域の福祉力向上のための環境整備を行うこと。

注) 本計画では、共助と互助を合わせて共助とし、役割分担を自助、共助、公助とします。

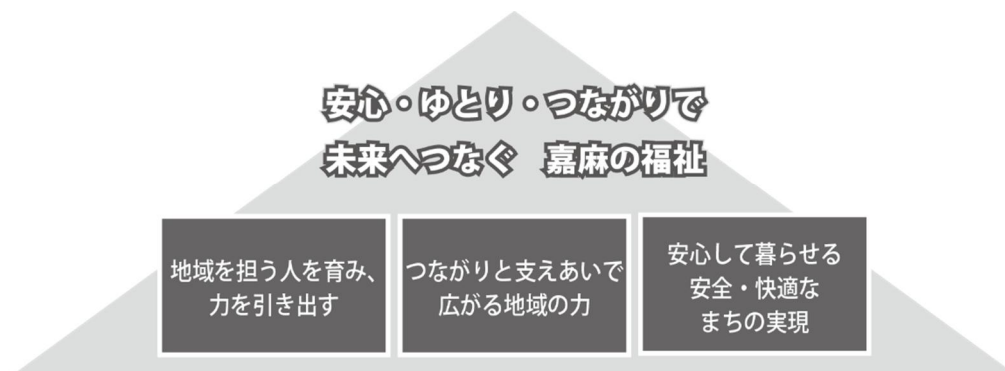


地域福祉を推進するためには、「自助」「共助」「公助」、これら3つの支えが適切に連携しながら地域の福祉課題に取り組むという視点が必要であり、これらの緊密な連携が不可欠となります。



第2節 基本目標

前述の基本理念の実現に向けた本計画の基本目標を3つ設定します。



1 地域を担う人を育み、力を引き出す



地域福祉の推進には、一人ひとりの人権を尊重し、福祉への理解や意識を高めることが不可欠です。そのため、広く住民に向けた啓発や学習の機会の充実を図ります。あわせて、地域における福祉活動の担い手を育成し、継続的に活動できる体制を整えることで、地域を支える人材の力を引き出し、地域福祉活動の推進を図ります。

2 つながりと支えあいで広がる地域の力



誰もが安心して暮らせる地域を実現するためには、人と人とのつながりを基盤とした地域力が重要です。そのため、世代や立場を超えた交流や協働を進め、地域コミュニティの形成を図ります。また、必要な情報を適切に届ける体制を整えるとともに、地域住民が利用しやすい福祉サービスの充実を進めます。さらに、生活困窮、虐待、孤立など、さまざまな困難を抱える人への支援を充実させ、地域全体での支えあいを広げます。

3 安心して暮らせる安全・快適なまちの実現



住民が安心して暮らせる地域づくりのためには、日常生活を支える環境の整備と安全性の確保が求められます。そのため、高齢者や障がいのある人を含むすべての人に配慮した生活環境の整備を進めるとともに、防災・防犯に取り組み、地域の防災力の強化を図ります。これにより、安全で快適に暮らせる地域社会の実現をめざします。

第3節 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向性

安心・ゆとり・つながり・つなぐ
未来へつなぐ
嘉麻の福祉

① 地域を担う人を育み、
力を引き出す



人権尊重と福祉意識の向上

地域福祉活動の推進と担い手の育成

② つながりと支えあいで
広がる地域の力



地域コミュニティの形成

適切な情報提供

福祉サービスの充実

さまざまな困難を抱える人に対する
支援の充実

安心して暮らせる
③ 安全・快適な
まちの実現



生活環境の整備

地域の防災力の強化



第4章 施策の展開

基本目標 1 地域を担う人を育み、力を引き出す

1 人権尊重と福祉意識の向上

方向性

近年、人権課題は多様化し、障がい、年齢、国籍、性別、生活状況など、さまざまな違いに対する理解と共生が求められています。

本市では、「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例」や「嘉麻市人権教育・啓発基本方針（改定版）及び第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画」に基づき、人権尊重の意識を育むための教育・啓発を継続的に進めます。

また、障がいや高齢、子育て、生活困難など、さまざまな状況にある人への理解を深める福祉教育や地域での交流を促進し、互いに支え合う文化を育てます。

誰もが自分らしく暮らし、互いの違いを認め合いながら安心して生活できるよう、人権尊重と福祉意識の向上を一体的に推進します。

具体的な取組

役割分担	具体的な取組
市民一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none">○ 一人ひとりが互いの個性や価値観、生活の違いを認め合い、思いやりのある行動を心がけます。○ 地域の行事やボランティア活動などに関心を持ち、身近な人とのつながりを大切にします。○ 広報紙や市ホームページなどで、人権や福祉に関する情報にふれ、理解を深めます。○ 地域で開催される人権学習会や「人権のつどい」などに参加し、正しい理解と共感を深めます。○ 各種講座等や福祉教育などに参加し、地域で支え合う意識を高めます。
身近な人たちや地域全体で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の中で互いに支え合い、助け合う意識を育みます。○ 福祉施設や事業所、学校などとの交流を通して、福祉への理解と関心を深めます。○ 地域で人権や福祉に関する研修会（学習会）を開催し、住民全体の意識向上を図ります。○ 障がいの有無や年齢、立場などにかかわらず、誰もが暮らしやすい地域づくりをめざし、ノーマライゼーションの理念を広めます。○ 地域団体や自治会が連携し、人権尊重と共生のまちづくりに取り組みます。

役割分担	施策	具体的な取組
行政が 取り組むこと	人権・福祉に関する啓発と情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙やホームページ、SNSなどを活用し、人権や福祉に関する情報を分かりやすく発信します。 ○ 「人権のつどい」や地域での学習会などを通じ、市民が身近に学べる機会を提供します。 ○ 差別や偏見のない社会づくりに向け、啓発活動を継続していきます。
	福祉教育と学びの機会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育・社会教育の場で、年齢や障がい、文化の違いを理解する福祉教育を推進します。 ○ こどもから大人までが共に学べる地域研修や体験学習を実施します。
	認知症になっても安心して暮らせる地域体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「認知症サポーター養成講座」を継続的に開催し、地域全体で理解を深めます。 ○ 医療・介護・地域住民が連携し、認知症への理解を深める取組を推進します。 ○ オレンジサロン（認知症カフェ）の支援など、本人・家族・地域住民が交流できる環境を整えます。 ○ 認知症高齢者やその家族への相談支援体制を充実させます。
	行政職員の人権・倫理意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員を対象に、人権・個人情報保護・倫理に関する研修を定期的実施します。 ○ 相談対応や窓口業務において、尊重と配慮のある対応を徹底します。 ○ ケース対応における人権尊重と倫理的判断力を育む内部研修を整備します。
	地域に根ざした人権・同和教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や地域における人権・同和教育を推進し、差別のない社会づくりを進めます。 ○ 道徳性と自立心を養う教育を柱とし、思いやり・寛容・責任感などを育みます。

2 地域福祉活動の推進と担い手の育成

方向性

地域福祉を推進するためには、地域の中でお互いを思いやり、支え合う関係づくりと、それを担う人づくりが欠かせません。

誰もが地域に関心を持ち、身近なところで、できることから関わる意識を広げることで、共に支え、支えられる地域社会を築いていきます。

そのために、地域の福祉活動やボランティア、公民館活動など、住民が交流し学び合う機会を充実させ、活動が継続できる仕組みづくりを進めます。

また、地域の福祉を担う人材の発掘・育成を図り、世代や分野を超えて連携できるネットワークを強化します。

さらに、市民、関係団体、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などがそれぞれの役割を發揮しながら、地域の課題を共有し、協働して取り組むことで、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざします。

具体的な取組

役割分担	具体的な取組
市民一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政区や公民館などで行われる地域の行事や活動に積極的に参加し、地域のつながりを深めます。 ○ ふれあい・いきいきサロン、オレンジサロン（認知症カフェ）などに参加し、交流を広げます。 ○ 自分の得意なことやできることを活かして、無理のない範囲でボランティアや地域活動に関わります。 ○ 日常生活の中でお互いさまの気持ちを大切に、見守りや声かけなど、小さな支え合いを実践します。 ○ 一人暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、支援を必要とする人に気を配り、困りごとを地域で共有できる関係を築きます。
身近な人たちや地域全体で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の行事や活動を通じて、様々な人と知り合う機会や世代間交流のきっかけをつくります。 ○ 祭りや伝統行事など、地域の文化を次世代へ継承し、地域の絆を深めます。 ○ 高齢者・障がいのある人・子育て世帯など、支援が必要な人を地域全体で見守る体制を整え、助け合いの仕組みを広げます。 ○ 外出機会の少ない高齢者が地域に出て交流できるよう、行事やサロン活動を活性化します。 ○ 行政区や公民館の活動内容や役割をわかりやすく発信し、地域活動への関心と参加を促進します。

<p>身近な人たちや 地域全体で 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣近所との日常的な交流を大切にし、隣組や地域組織への加入を進めます。 ○ 協議体などの場を通じて、地域課題を共有し、社会資源の活用や団体間の連携を強化します。 ○ 民生委員・児童委員などと協力し、支援が必要な人を地域で見守ります。 ○ 一人暮らしの高齢者などが急病時に助け合えるよう、隣近所の信頼関係を育てます。 ○ 同じ悩みを持つ人が安心して集えるサロンや居場所を充実させます。 ○ 地域でボランティア活動に取り組む人を支援し、継続的に活動できる環境を整えます。 ○ 各地域の団体や活動をつなぐリーダーの育成に努めます。
-------------------------------------	---

役割分担	施策	具体的な取組
<p>行政が 取り組むこと</p>	地域の助け合いと見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会などと連携して、地域の助け合いや見守り活動を支援します。 ○ 高齢者の生きがいや居場所づくりを推進し、地域での支え合いを促進します。
	地域活動の支援と活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館をはじめとする地域拠点の活用を促進し、地域住民の交流と学びの場としての機能を高めます。 ○ 地域行事や祭りの継承を支援し、地域の連帯感が育まれる環境づくりを進めます。
	担い手・地域リーダーの育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員、ボランティア団体など、地域を支える人材の育成を支援します。 ○ 若年層や子育て世代など新たな担い手の参画を促進し、世代を超えて活動を継続できる仕組みを整えます。 ○ 地域リーダーの継続的な学びや情報共有の機会（交流会・実践報告会等）を設け、活動の活性化を図ります。
	ボランティア活動の推進と支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉推進活動やボランティア活動を支援し、住民が自発的に関われる仕組みを整えます。 ○ ボランティア育成を進め、子育て支援・高齢者支援など多様な活動を広げます。 ○ ボランティア団体や関係機関との連携を促進し、継続的に活動できる環境を整備します。
	関係機関との連携と協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・福祉・医療・地域団体などと連携し、地域が抱える課題を共有しながら、協働して解決に取り組まします。

基本目標2 つながりと支えあいで広がる地域の力

1 地域コミュニティの形成

方向性

地域におけるつながりや助け合いは、安心して暮らせる地域社会を支える土台です。

行政区や公民館などを中心に、地域住民が顔の見える関係を築き、世代や立場を超えて支え合う仕組みづくりを進めます。

多様な人が地域活動に関われるよう、参加しやすい仕組みや交流の場を整備し、地域全体で人と人とのつながりを育てます。

また、日常的な見守りや声かけを通して、支援が必要な人を地域で支える体制を強化します。

これらの取組を通じて、誰もが地域の一員としてつながりを感じ、互いに支え合いながら暮らせる地域コミュニティの形成をめざします。

具体的な取組

役割分担	具体的な取組
市民一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none">○ 行政区や公民館、地域行事などに積極的に参加し、地域の活動に関心を持ちます。○ 自分のできることを活かして、無理のない範囲で地域活動やボランティアに関わります。○ 近所の一人暮らしの高齢者・障がいのある人・子育て世帯などに気を配り、必要に応じて声をかけたり、相談先につなげます。○ ふれあい・いきいきサロンなどに参加し、世代を超えた交流や学びの機会を広げます。○ 地域の情報を共有し合い、行事や活動への参加を呼びかけるなど、身近なつながりを広げます。○ 若い世代や子どもたちが地域に関心を持てるよう、家庭や学校と連携しながら地域の行事や活動と一緒に参加します。○ 地域の一員として、「お互いさま」の気持ちを大切に、支える側にも支えられる側にもなれる関係を育てます。
身近な人たちや地域全体で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○ 地域行事や交流活動を充実させ、世代や立場を超えて人が集う機会をつくります。○ 祭りや地域行事、伝統文化などを継承し、地域の誇りと一体感を育てます。○ 一人暮らしの高齢者・障がいのある人・子育て世帯など、支援が必要な人を地域全体で見守り、声をかけ合う風土を広げます。

<p>身近な人たちや 地域全体で 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民が気軽に立ち寄れるサロンや居場所づくりを進め、孤立を防ぐ環境を整えます。 ○ 地域の課題を共有し、協議体や話し合いの場を通して、支援の方法や地域の取組を協働で考えます。 ○ 民生委員・児童委員、行政区、社会福祉協議会、学校などが連携し、地域全体で支え合うネットワークを考えます。 ○ 災害時や緊急時にも助け合えるよう、日常的な顔の見える関係づくりを進めます。 ○ 若い世代や子育て世帯が地域活動に参加しやすい環境を整え、地域の担い手として関われる機会を広げます。 ○ 同じ関心や課題を持つ人たちが集まり、学び合いや相談ができる小さなコミュニティを育てます。 ○ お互いさまや支え合いの意識を地域全体で共有し、誰もが孤立しない地域社会をめざします。
-------------------------------------	---

役割分担	施策	具体的な取組
<p>行政が 取り組むこと</p>	<p>地域のつながりを再生し、支え合いの仕組みを広げる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政区や公民館の活動を支援し、地域ぐるみの交流・見守りを促進します。 ○ 一人暮らしの高齢者・障がいのある人・子育て世帯などへの見守り体制を関係機関と連携して整備します。 ○ サロンの活動を支援し、孤立防止と地域交流の促進につなげます。
	<p>世代や立場を超えて関わり合う地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の行事や祭り、文化活動の継承と活性化を支援します。 ○ 若い世代や子育て世帯が気軽に地域に参加できる仕組みをつくり、担い手の循環を促進します。
	<p>地域ネットワークと協働体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域団体、社会福祉協議会、学校、医療・福祉機関などの連携を促進し、協働による課題解決を進めます。 ○ 地区ごとの協議体を支援し、地域課題の共有と見える化を図ります。 ○ かま福祉ネットワーク委員会及び社会福祉協議会と、地域間の情報交流と相互支援を推進します。
	<p>地域共生を育む文化としくみの創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の多様な価値観や暮らし方を尊重し、誰もが地域の一員として参加できる社会をめざします。 ○ 多世代・多分野の人々がゆるやかにつながる地域共生の場やイベントを支援します。 ○ 地域に根ざした文化・伝統・人のつながりを次世代に継承する活動を推進します。

2 適切な情報提供

方向性

福祉に関する情報を誰もが必要なときに得られるよう、多様な媒体を活用したわかりやすい発信を進めます。広報紙や社協だより、ホームページ、SNS などに加え、デジタルサイネージや動画なども取り入れ、世代や環境に応じた情報提供を充実させます。

また、高齢者・障がいのある人など情報を得にくい人には、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）や民生委員など身近な支援者を通じた伝達を強化します。相談機関や支援制度を整理・共有し、市民が自分に合った支援を選びやすい情報環境の整備をめざします。

具体的な取組

役割分担	具体的な取組
市民一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none">○ 広報紙や社協だより、ホームページ、SNS などを通じて、福祉サービスや支援制度、防災・防犯など暮らしに関する情報を日ごろから積極的に確認します。
身近な人たちや地域全体で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者・障がいのある人など、情報を得にくい人への案内や情報収集の手助けを行います。○ 視覚に障がいのある人に向けて、広報紙などを音声で伝える朗読ボランティアを行います。○ 各種団体（障がい者団体、老人クラブなど）が、会員への情報提供や共有を行います。○ 福祉サービスや制度について理解を深めるため、学習会など、情報交換できる場を設けます。○ 相談支援機関や社会福祉法人、民生委員・児童委員などの支援者が、必要とする人に確実に情報を届けられるよう連携して取り組みます。

役割分担	施策	具体的な取組
行政が 取り組むこと	わかりやすい 情報提供の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の福祉サービスや制度、相談窓口などについて、わかりやすく整理した情報提供を行います。 ○ 広報紙、ガイドブック、パンフレット、ホームページ、SNS など、複数の媒体を活用し、高齢者や外国人をはじめ、誰もが情報を得やすい環境づくりに取り組みます。 ○ 障がいのある人（視覚・聴覚・知的及び発達）にも伝わるよう、やさしい日本語や図解、音声、字幕など多様な方法での情報発信に努めます。
	支援者・関係団 体への情報提 供と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援者・関係団体へ福祉サービス全般に関する最新情報を提供し、支援者の知識向上を図ります。 ○ 関係団体や地域関係者との情報共有・情報交換を促進し、支援が必要な人を適切につなげる体制を強化します。 ○ 福祉サービスに関するデータや事例を関係機関と共有し、地域での支援の一体化を進めます。
	地域に根ざし た情報発信の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域行事やサロンなどの場で、福祉サービスや相談窓口の紹介を行い、必要な人が支援につながりやすい環境を整えます。 ○ 情報を「発信するだけでなく、対話を通して伝える」取組を推進します。

3 福祉サービスの充実

方向性

子育てや介護、障がい、生活困難など、さまざまな課題に対応するために、高齢者・障がい・子どもなど分野ごとの計画や制度と連携しながら、福祉サービスの量と質の両面で充実を図ります。

あわせて、サービスを担う職員が専門的な知識や技術を身につけ、安心して質の高い支援を提供できるよう、研修の充実や事業者間の連携を推進します。また、利用者の声を反映し、相談や苦情への対応体制を整えることで、信頼される福祉サービスの提供をめざします。

こうした取組を通じて、市民・地域・行政が協力し合い、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現を進めます。

具体的な取組

役割分担	具体的な取組
市民一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活の中で困りごとを感じたときは、一人で抱え込まず、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）や相談窓口など身近な支援機関に早めに相談します。 ○ 福祉サービスや支援制度について日頃から関心を持ち、広報紙やホームページなどで情報を確認します。
身近な人たちや地域全体で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービスの仕組みや利用方法に困っている人を見かけたときは、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）、障がい者基幹相談支援センター、子ども家庭センターなど、適切な相談機関につなぐよう声をかけます。 ○ 社会福祉法人やサービス事業所は、利用者の意見や地域の課題を踏まえながら、専門性の向上に努め、質の高い福祉サービスを提供します。

役割分担	施策	具体的な取組
行政が取り組むこと	ニーズに応じた福祉サービスの提供と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者・障がいのある人・子育て世帯など、幅広いニーズに対応できる福祉サービスを計画的に整備します。 ○ 福祉・医療・介護・就労・教育機関などの関係機関との連携を強化し、サービスの量的確保と質の向上を図ります。 ○ ICT やデジタル技術を活用し、福祉サービスの申請や情報提供の効率化を進めます。
	緊急時にも安心できる支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯など、災害・孤立時に対応できる緊急支援体制を強化します。 ○ 子育て世帯向けには、病後児保育や一時預かり体制の充実を図ります。

役割分担	施策	具体的な取組
行政が 取り組むこと	高齢者福祉の 充実と在宅生 活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防や生活支援サービスを充実させ、地域で自立した生活を継続できるよう支援します。 ○ 介護保険サービスの質向上を図るとともに、在宅介護者への相談・負担軽減支援を行います。 ○ 高齢者が生きがいを持ち、地域に参加できる活動の場を整備します。
	障がいのある 人への支援体 制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、相談支援・就労支援・生活支援体制を整備します。 ○ 障がいのある人の社会参加や自立支援を推進し、地域共生社会の実現をめざします。
	子育て支援と 家庭への総合 的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施し、安心して子どもを育てられる環境を整えます。 ○ 保育・教育・福祉が連携した相談・支援体制を強化します。

4 さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実

方向性

生活困窮や孤立、老老介護、障がいと子育ての両立など、暮らしの中で生じる課題は一人ひとり、そして世帯ごとに異なり、より複雑・多様化しています。こうした複合的な困難に対応するため、福祉・医療・介護・就労・教育などの関係機関が連携し、切れ目のない包括的な相談支援体制を整えます。

また、虐待やDVなどの人権侵害を未然に防ぐとともに、早期発見・早期対応ができるよう、地域・関係機関・専門職が協力し合う体制を強化します。

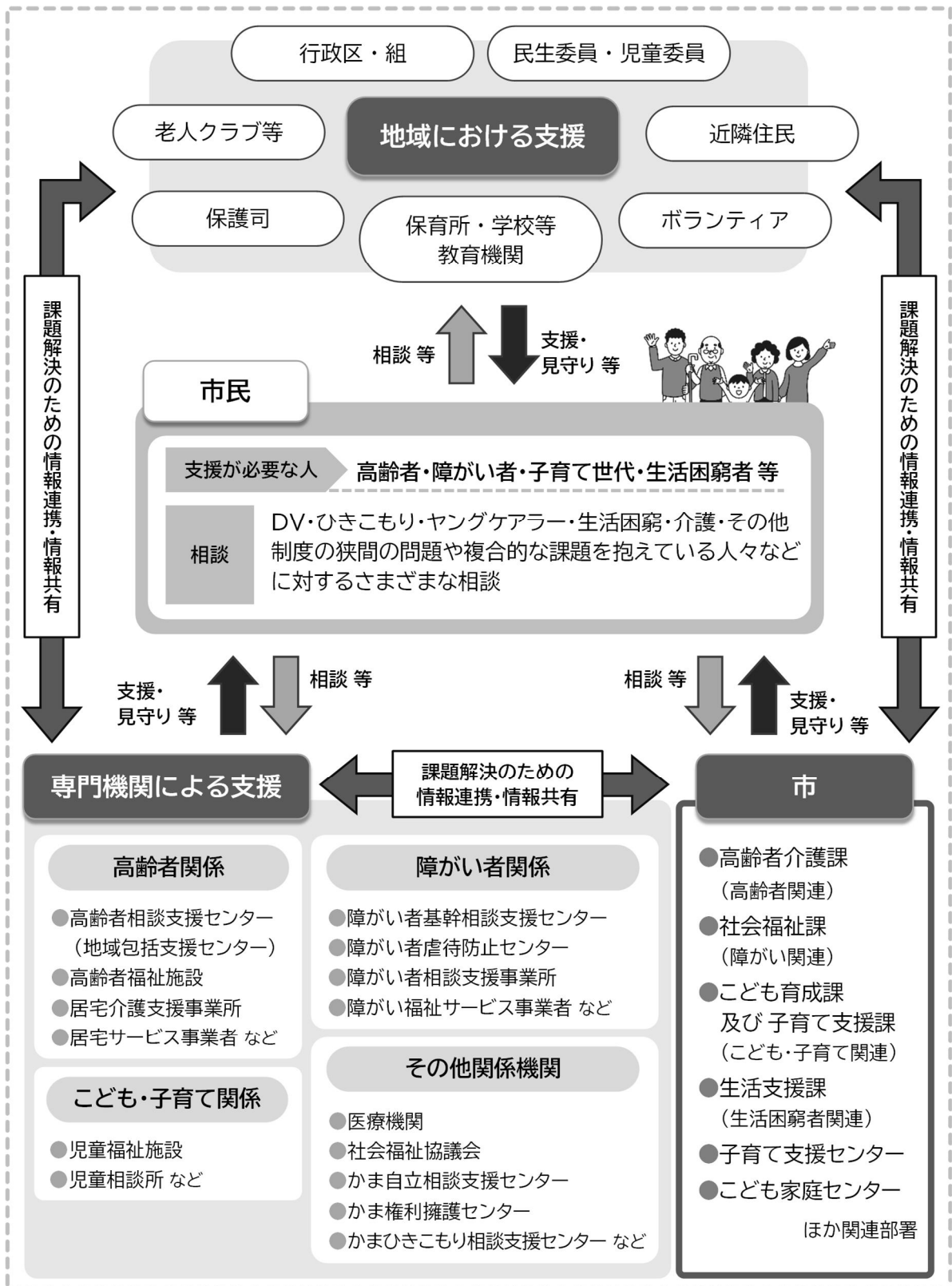
誰もが尊重され、自分らしく生きられる地域社会をめざし、市民・地域・関係機関が協働して、困りごとを抱える人が孤立することなく支援につながる温かな地域づくりを進めていきます。

具体的な取組

役割分担	具体的な取組
市民一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から地域活動や交流に参加し、孤立しない・させない関係づくりを心がけます。 ○ 健康に関心を持ち、心身の健康づくりや生活習慣の見直しに努めます。 ○ 困りごとや悩みがあるときは、一人で抱え込まず、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）や社会福祉協議会など身近な相談機関に早めに相談します。 ○ 周囲で困っている人を見かけたときは、関心を持ち、他人事ではなく「我が事」として支え合う姿勢を大切にします。 ○ 家族や身近な人からの暴力や虐待、生活上の不安を感じたときは、ためらわずに警察や相談機関へ相談します。
身近な人たちや地域全体で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から地域の中で気になる人を見守り、必要に応じて民生委員・児童委員や高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）など、適切な相談機関につなげます。 ○ 暴力や虐待など人権侵害の兆しに気づいた場合には、ためらわずに関係機関へ連絡し、早期対応につなげます。 ○ 福祉・医療・介護・就労・教育などの専門職や地域住民が連携し、孤立や困難を抱える人を地域全体で支える体制を強化します。 ○ 障がい者基幹相談支援センターや高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）など、専門機関の活用を進めます。 ○ 高齢者・障がいのある人・子育て世帯などが孤立しないよう、日常的な声かけや見守りを通して、安心して暮らせる地域づくりを進めます。 ○ 社会福祉協議会や社会福祉法人で構成する「かま福祉ネットワーク委員会」と連携し、身近な地域で総合的な相談支援が受けられる体制の充実を図ります。

役割分担	施策	具体的な取組
行政が 取り組むこと	複合的課題に 対応できる包 括的な相談支 援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合的な問題が深刻化する前に早期発見に努め、関係機関と連携して切れ目のない支援を行います。 ○ 高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）、障がい者基幹相談支援センター、かま自立相談支援センターなどの相談窓口の機能を強化し、連携を図ります。 ○ 福祉・医療・介護・就労・教育・住まいなどが一体的に機能する「包括的支援体制」を推進します。 ○ 関係機関間の情報共有と連携体制を整備し、課題を抱える世帯を支える包括的なネットワークの構築に努めます。
	地域包括ケア と自立支援の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。 ○ 高齢者・障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域資源の活用と在宅支援を推進します。 ○ 生活困窮者への就労支援・居住支援・家計改善支援を充実し、自立に向けた支援を行います。 ○ 刑を終えた人や非行歴のある若者への再犯防止支援について、保護司等と連携し、地域での生活再建を支援します。
	こども・子育て 世帯への総合 的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、教育・保健・福祉分野の連携を強化します。 ○ 地域子育て支援センターの機能を充実させ、子育てに不安を抱える家庭を支援します。 ○ 支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、関係機関と協働して包括的な支援を行います。 ○ ひとり親家庭やヤングケアラーなど、特別な支援を必要とする世帯に対してきめ細かな支援を行います。
	心と体の健康 を守る支援体 制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ がん検診や生活習慣病健診など、疾病の早期発見・早期治療に向けた取組を推進します。 ○ うつ病や自殺予防に関する正しい知識を普及し、医療機関や関係機関と連携した支援体制を整備します。 ○ 総合的な健康づくり・医療・予防体制を構築し、心身両面からの支援を進めます。
	権利擁護と虐 待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者・障がいのある人・こどもなどの虐待を防止し、早期発見と迅速な対応を行います。 ○ 消費者被害や詐欺の防止に向けた啓発・相談体制を充実させます。 ○ DV 防止や被害者支援の体制を強化し、男女共同参画社会の実現を進めます。

▼ 支援体制体系図



基本目標3 安心して暮らせる安全・快適なまちの実現

1 生活環境の整備

方向性

すべての人が安心して暮らし続けられるよう、誰にとっても使いやすく快適なまちづくりを進めます。公共施設や道路、公園などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進により、高齢者・障がいのある人・子育て世帯・外国人など、さまざまな人が暮らしやすい環境の整備を進めます。

また、移動手段の確保に向けて公共交通の利便性向上を図るとともに、防犯・防災・環境美化・見守りなどの地域活動を推進し、市民が安心して暮らせる地域づくりをめざします。

市民・地域・行政が力を合わせ、誰もが快適に過ごせる「やさしさと活気のあるまち」をめざします。

具体的な取組

役割分担	具体的な取組
市民一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の清掃や美化活動に積極的に参加し、気持ちのよい環境づくりに努めます。○ 近くのお店や施設を利用し、地域の経済や人のつながりを支えます。○ 日頃から防犯や防災への意識を高め、危険を感じたときは地域や関係機関と情報を共有します。
身近な人たちや地域全体で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○ 地域で不法投棄や不審者を見かけた際は、速やかに警察や市へ連絡し、安全・安心な環境づくりに努めます。○ 高齢者・障がいのある人・子育て世帯など、移動や買い物に困っている人への声かけや外出支援を行い、地域で支え合う仕組みを広げます。○ 地域の交通に関する課題や要望があれば、市へ意見を伝え、より便利で使いやすい公共交通の整備につなげます。○ 見守りや防犯パトロールなど、地域ぐるみで犯罪を未然に防止する取組を推進します。○ 日常生活の困りごとを住民同士の助け合いで解決する「地域支えあい事業」に協力し、支援の輪を広げます。○ 空き家の管理や環境保全を通じて、安心して快適なまちづくりを進める「空き家管理住まいるサービス」の取組を推進します。

役割分担	施策	具体的な取組
行政が 取り組むこと	安全で快適な 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄や危険箇所の点検を継続的に行い、地域や関係機関と連携して改善を進めます。 ○ 通学路や生活道路、公園などの安全確保に努め、誰もが安心して歩けるまちづくりを推進します。 ○ 公園や遊具などの老朽化対策を計画的に実施し、こどもから高齢者までが安心して利用できる環境を整えます。 ○ 空き家・空き地の適切な管理を促し、危険な家屋については解体・撤去への助成を行い、地域の安全と景観保全を図ります。
	移動・交通環境 の充実と持続 可能な地域交 通の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の通院・通学・買い物などの移動手段を確保するため、公共交通網の利便性向上と持続可能な運行体制を整備します。 ○ 高齢者や交通弱者にもやさしいデマンド運行型バスの利用促進や改善を図ります。 ○ ノンステップバスを導入し、誰もが使いやすい交通環境を整備します。
	バリアフリー・ ユニバーサル デザインの推 進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設、道路、公園などのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進め、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい環境を整備します。 ○ 障がい者用トイレ、多目的トイレ、スロープ、誘導ブロック等の設置や改修を推進します。 ○ 新たに整備する施設では、設計段階から高齢者・障がいのある人・子育て世帯など多様な視点を反映します。
	国際交流の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嘉麻市国際交流推進本部及びプロジェクトチームを設置し、地域（学校）における国際理解の推進、多文化イベントの実施、外国人に対する人権擁護の推進、外国人の窓口ワンストップ化、姉妹・友好都市との交流事業、日本語教室、外国人雇用支援等について検討します。
	防犯体制の充 実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の見守り活動や自主防犯パトロールの支援を通じて、地域ぐるみの防犯体制を強化します。 ○ ニセ電話詐欺などの特殊詐欺防止に向けた啓発や高齢者世帯への注意喚起を行います。 ○ 防犯カメラの設置支援を進め、地域の安全確保を図ります。

役割分担	施策	具体的な取組
<p style="text-align: center;">行政が 取り組むこと</p>	<p style="text-align: center;">環境保全と持 続可能なまち づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの減量化、資源の分別回収、リサイクルの推進に努めます。 ○ 地域清掃活動の支援や環境美化活動を推進し、快適で清潔なまちづくりを進めます。 ○ 空き地の草刈りや環境整備を通じて、地域景観と防犯性を高めます。 ○ 省エネルギーや再生可能エネルギーの導入など、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。

2 地域の防災力の強化

方向性

近年、地震や豪雨、台風などの自然災害が全国的に頻発し、防災や災害時の対応力を高めることが重要な課題となっています。災害から命と暮らしを守るためには、市民・地域・行政が連携し、平時から備える「共助」の仕組みを強化することが欠かせません。

第3期計画では、地域の防災意識を高めるとともに、自主防災組織や避難支援体制の整備を推進し、誰も取り残さない災害対応をめざします。また、災害時要配慮者の支援や避難情報の共有、避難所運営への住民参加を進めることで、地域全体で支え合う防災・減災の取組を広げます。

さらに、デジタル技術やSNSなどを活用した情報発信や安否確認、地域訓練の充実を図り、日常から非常時まで、誰もが安心して暮らせる「強くしなやかな地域づくり」を進めていきます。

具体的な取組

役割分担	具体的な取組
市民一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none">○ 防災グッズの備蓄や非常時の持ち出し品の確認、避難経路や避難場所の把握など、日頃から自分や家族を守る備えを行います。○ 自分の住む地域の災害リスク（河川の氾濫・土砂災害・通行経路など）を把握し、防災意識を高めます。○ 災害時に支援が必要な人は、あらかじめ避難方法や支援をお願いする人を決め、周囲と共有します。○ 家屋の耐震化や老朽箇所の点検など、災害に強い住まいづくりに努めます。また、危険な土地や建物を見かけた際は、市や管理者へ速やかに連絡します。○ 災害発生時には、近隣同士で声をかけ合い、安否確認や物資の分け合いなど、助け合いの意識をもって行動します。○ 防災アプリやハザードマップ、SNSなど、身近な情報ツールを活用し、最新の防災情報を確認・共有します。
身近な人たちや地域全体で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○ 災害発生時には、まず自らの安全を確保したうえで、身近に支援を必要とする人の避難を助け合います。○ 地域の災害危険箇所や避難経路を共有し、地域住民全体で防災情報を把握できるように努めます。○ 災害時に支援を必要とする人を平時から把握し、誰がどのように支援を行うかを決めておくなど、地域ぐるみで避難支援体制を整えます。○ 行政区長や民生委員・児童委員等と連携し、災害時の支援体制づくりや情報伝達の仕組みを強化します。○ 自主防災組織を中心に、防災訓練や避難所運営訓練を定期的実施し、地域住民の防災意識と行動力を高めます。

役割分担	施策	具体的な取組
行政が 取り組むこと	市民の防災意識の向上と地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民一人ひとりの防災意識を高めるため、防災講座や防災訓練を通じた啓発活動を推進します。 ○ 自主防災組織の設立・活動を支援し、地域ごとの特性に応じた防災計画づくりを支援します。
	避難所運営と避難支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における避難所の迅速な開設と円滑な運営体制を整備します。 ○ 避難所運営マニュアルを地域特性に応じて見直し、地域住民と協働した運営体制を確立します。 ○ 避難行動要支援者名簿の活用と個別避難支援計画の作成を進め、支援を要する人への避難支援体制を強化します。 ○ 避難所における感染症防止対策、プライバシー確保、生活環境の改善に努めます。
	福祉避難所と災害時要配慮者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般避難所での生活が困難な人を受け入れるため、社会福祉法人との協定に基づく「協定福祉避難所」を確保・整備します。 ○ 高齢者・障がいのある人・妊産婦・乳幼児など災害時要配慮者に対して、避難・生活支援を行うための体制づくりを推進します。
	災害情報共有とデジタル防災の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の情報を正確かつ迅速に市民へ伝えるため、防災メール、防災行政無線、SNS など多様な手段を活用します。 ○ GIS（地理情報システム）や市民の声を活用し、防災マップや避難所情報の可視化を進めます。
	防災・減災に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害や河川氾濫の危険箇所を点検し、ハード・ソフト両面からの対策を推進します。 ○ 公共施設・学校・避難所の耐震化を進め、災害に強い基盤を整備します。



第5章 嘉麻市成年後見制度利用促進基本 計画

第1節 計画の基本的な考え方

嘉麻市では、第3期地域福祉計画の基本理念「安心・ゆとり・つながりで未来へつなぐ嘉麻の福祉」のもと、すべての人が安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現をめざしています。

そのなかで、判断能力が不十分になったとしても、本人の意思が尊重され、権利が守られるようにすることは、地域福祉の根幹を支える大切な視点です。

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより生活上の支援が必要な人が、適切な支援につながり、安心して地域で暮らせるようにするためには、成年後見制度の活用が重要です。

本計画では、本人の思いや希望を大切にしながら、地域全体で見守り・支え合う体制を整えとともに、制度の利用を支援する仕組みづくりを進めます。

誰もが年齢や障がいの有無にかかわらず、「安心して暮らせる」「自分らしく生きられる」嘉麻市をめざして、行政・関係機関・地域住民が一体となり、成年後見制度の理解促進と利用支援を推進していきます。

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の権利を守り、意思決定を支える仕組みです。制度には、判断能力が低下した後に家庭裁判所が後見人等を選任する「法定後見制度」と、将来に備えて本人があらかじめ後見人を定める「任意後見制度」があり、いずれも本人の意思尊重を基本とする重要な制度です。

▼ 成年後見制度の種類



第2節 基本目標

嘉麻市では、第3期地域福祉計画の基本理念「安心・ゆとり・つながりで未来へつなぐ嘉麻の福祉」のもと、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現をめざしています。

そのためには、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分になった場合でも、本人の意思が尊重され、権利が守られ、安心して暮らせる仕組みを整えることが重要です。

成年後見制度は、そうした人々の生活と権利を支える大切な制度であり、地域全体でその理解を深め、利用しやすい環境を整えていくことが求められます。

嘉麻市では、行政や関係機関、地域住民が協働し、次の2つの方向を基本方針として取組を進めます。

1 成年後見制度に関する地域連携ネットワークへの段階的な整備

制度の中核的な役割を担う機関を中心に、行政、社会福祉協議会、医療・福祉関係者、専門職、地域住民などが連携し、成年後見制度に関する支援体制を図ります。

関係機関が情報を共有しながら、制度の利用につながる相談支援や後見人体制の支援を行い、地域全体で高齢者や障がいのある人を支えるネットワークの構築を検討します。

2 成年後見制度の適切な利用の支援

成年後見制度は、本人の意思を尊重し、自己決定を支えるための重要な仕組みです。

嘉麻市では、制度の適切な活用を支援するため、わかりやすい情報提供を行うとともに、誰もが必要なときに安心して相談・利用できる環境づくりに努めます。

さらに、制度に関する理解促進や相談支援体制の充実により、権利擁護に関する地域の安心感を高め、支援が必要な人を地域全体で見守り・支える基盤づくりに努めます。

嘉麻市は、こうした取組を通じて、支援が必要な人が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度を活用した「つながりと支え合いの地域づくり」を推進します。

すべての人が、安心とゆとりをもって未来へ歩むことのできる嘉麻の福祉を、市民とともに育んでいきます。

第3節 施策の展開

基本目標1 成年後見制度に関する地域連携ネットワークへの段階的な整備

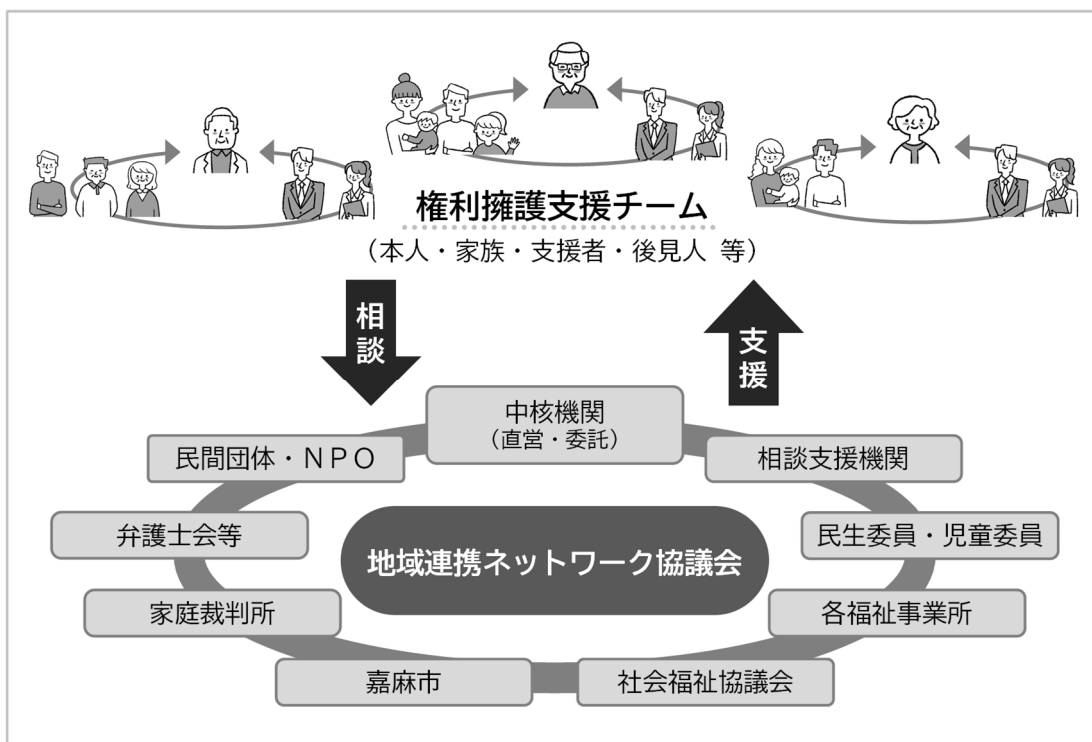
方向性

国の成年後見制度利用促進基本計画においては、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人を含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう地域連携ネットワークづくりが必要とされています。

地域連携ネットワークとは、本人の状況や課題に応じて、相談支援機関、医療・介護・障がい福祉の関係機関、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）、行政、社会福祉協議会等が連携し、適切な支援につなげる仕組みをいい、「権利擁護支援チーム」「協議会」「中核機関」から構成されます。

嘉麻市では、このネットワークを勘案しつつ、嘉麻市の状況に応じた支援体制について段階的な整備に努めます。

▼ 権利擁護支援チームとネットワークの関係イメージ



具体的な取組

施策	具体的な取組
権利擁護支援チームの形成に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢、障がい、生活困窮、虐待、医療など多様な分野の関係機関・専門職を対象に、支援チームの目的・役割を共有し、参加体制の検討を進めます。 ○ 個別ケースで必要な支援を整理し、支援チームが対応するケースの範囲等について検討します。
協議会の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度に関する情報共有、施策検討、連携強化を目的とした協議会の設置を検討します。 ○ 行政、社会福祉協議会、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）、障がい者基幹相談支援センター、医療・福祉事業所、専門職団体（司法書士、弁護士、社会福祉士等）などの参加体制を整えます。 ○ 国や県から示される成年後見制度に関する動向を共有し、地域の実情に合わせた施策を検討します。
中核機関の構想（直営または委託）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度に関する相談調整、専門職との連携、後見人の支援など、中核機関が担う役割を検討します。 ○ 庁内および関係機関への説明や研修を通じて、中核機関の設置に向けた理解の促進と連携体制の在り方について検討します。 ○ 運用開始後も、課題の検証や改善を行い、地域に適した中核機関としての機能の定着をめざします。

基本目標 2 成年後見制度の適切な利用の支援

方向性

成年後見制度を必要とする人が安心して利用できるようにするためには、制度の内容を正しく理解し、本人の意思を尊重しながら適切につなぐ支援が欠かせません。嘉麻市では、相談・手続きに関する支援やわかりやすい情報提供を進めることで、制度に関する不安や疑問を解消し、必要なときに迷わず相談できる環境づくりを進めます。

また、成年後見制度だけでなく、日常生活自立支援事業や見守り活動など、他の支援制度とも組み合わせながら、本人にとって最適な支援方法を検討できる体制を整えます。

こうした取組により、誰もが必要なときに制度を適切に活用でき、自分らしい生活を安心して続けられるよう支援していきます。

具体的な取組

施策	具体的な取組
成年後見制度の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の内容や利用方法を分かりやすく伝えるリーフレットや SNS 等により、住民向けに広く配布・公開します。 ○ 高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）、市役所窓口、医療機関、福祉事業所などに周知物を設置し、相談につながりやすい環境をつくります。 ○ 関係機関向けの説明会、出前講座を開催し、制度への理解促進を進めます。
成年後見制度に関する相談・手続き支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度に関する相談対応を行い、必要な情報提供や制度案内を進めます。 ○ 本人や家族が申立てを行う際に必要な手続き（書類準備、関係機関との調整等）について、わかりやすく説明し支援します。 ○ 高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会、障がい者相談支援事業所、医療機関、福祉事業所等との連携により、相談窓口を周知します。 ○ 市長申立てが必要な場合には、関係機関と協力しながら、迅速に対応できるよう相談・調整を進めます。 ○ 成年後見以外の選択肢（任意後見、日常生活自立支援事業、見守り支援など）も含め、本人にとって最適な支援方法を検討します。
不正防止の取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後見人等による不正防止に向け、家庭裁判所や専門職団体との連携に努め、必要な情報共有を進めます。 ○ 制度利用者や家族に対し、後見人の役割や権利・義務を分かりやすく説明し、チェック機能の向上に努めます。
後見人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来的に必要性が高まると想定される法人後見人や市民後見人の確保と育成について検討します。 ○ 後見人が抱える負担感や課題を共有するため、相談対応等の体制づくりを検討します。



第6章 嘉麻市再犯防止推進計画

第1節 計画の基本的な考え方

全国では刑法犯認知件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、令和5年には47.0%に達しています。こうした状況を受け、国は再犯防止推進法（平成28年）をはじめ、再犯防止推進計画（平成29年）、再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年）、第二次再犯防止推進計画（令和5年）など、総合的な対策を進めています。

嘉麻市においては、刑法犯検挙者数が令和2年以降増加傾向にあり、令和5年は55人、初犯者も29人と過去数年で最も多い状況です。一方、再犯者数は26人で概ね横ばいが続いています。しかし、「再犯者率」は令和3年に66.7%まで上昇した後、令和5年には47.3%まで減少したものの、依然として福岡県平均を上回っています。これは、本市における再犯防止支援がより一層求められていることを示しています。

再犯防止には、出所後や保護観察中の人々が地域で孤立しないように更生保護に対する市民の理解が不可欠です。本計画では、関係機関が連携し、地域全体で更生を支えることで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

第2節 基本目標

嘉麻市では、第3期地域福祉計画の基本理念のもと、犯罪や非行をした人が地域で孤立せず、再び立ち直り、安全に暮らしていける地域づくりをめざします。更生保護に対する市民の理解、関係機関やボランティア団体等との連携による取組の推進により、社会復帰を促し、もって再犯を防止し、安心できる地域づくりを推進することを目標とします。

本市では、関係機関や地域住民と協働し、次の2つを基本目標として取組を進めます。

1 就労や居住の確保等生活基盤の安定への取組

生活困窮や高齢、障がい、疾病等により支援が必要な状況にある人で、犯罪や非行歴のある人に対しても、生活困窮者自立支援事業や家計改善支援事業等の制度を周知するとともに、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な相談支援体制づくりについて検討を継続します。

2 立ち直りを支える地域の力の強化と地域包摂の協働

犯罪をした人等の更生について、またその人たちの立ち直りを地域で支える保護司等の活動について周知による正しい理解を深めるとともに、保護司やNPO、ボランティア等の関係機関との連携により、地域協働の取組を支援します。

第3節 施策の展開

基本目標 1 就労や居住の確保等生活基盤の安定への取組

方向性

再犯を防ぐためには、就労や住まい、医療・福祉といった生活の基盤が安定していることが不可欠です。嘉麻市では、犯罪をした人等の孤立を防ぎ、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。そのために、保護観察所、ハローワーク、医療・福祉機関などと連携し、支援の流れを分かりやすく整備するとともに、本人の特性や状況に応じた必要な支援への調整機能を強化します。生活困窮者支援や障がい福祉など他制度との連動も図りながら、地域で安心して再出発できる環境づくりを推進します。

具体的な取組

施策	具体的な取組
就労・住居の確保と生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○ ハローワーク、企業、就労支援事業者との連携により、安定した就労につながる支援を進めます。○ 住居の確保に向けて、生活困窮者自立支援制度や住宅支援制度の周知に努めます。○ 保護司等との情報共有により、医療・福祉サービスを必要とする可能性がある人について、支援関係機関との連携に努めます。○ 福祉サービス等を必要とする際に判断能力に不安がある人に対し、権利擁護に関する支援に努めます。
複雑化・複合化した支援ニーズにつなぐ相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者や障がいのある人、疾病などにより支援を必要とする人等複雑化・複合化した支援ニーズに対応する嘉麻市に適した包括的な支援体制づくりについて検討を継続します。○ 相談支援機関、社会福祉協議会、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）、障がい者基幹相談支援センターなどの役割を明確にすることにより、連携を強化します。

基本目標 2 立ち直りを支える地域の力の強化と地域包摂の協働

方向性

立ち直りを支えるためには、本人への支援だけでなく、地域の理解と受け入れが欠かせません。嘉麻市では、再犯防止に対する正しい理解を広げ、偏見を解消し、地域全体で立ち直りを応援できる環境づくりに努めます。保護司など民間協力者の活動を支援するとともに、再犯防止に関する正しい知識と理解、啓発のための広報活動を実施します。地域の「つながり」と「支え合い」を高め、誰もが地域の一員として再び生活を築ける包摂的な地域社会をめざします。

具体的な取組

施策	具体的な取組
地域の理解促進と民間協力者の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護司会と連携し、安心して相談できる場所の提供や保護司の人材確保に協力します。 ○ 保護司会の活動に対する助成を行うことで、地域社会と市民及び公共の福祉に寄与します。 ○ 立ち直りを地域で支えるため、警察等関係機関と連携し、保護司会や更生保護関係団体への協力・支援に努めます。 ○ 保護司会や関連ボランティア団体等における再犯防止活動を広く理解してもらうための啓発活動を支援します。 ○ 再犯防止強化月間に、正しい知識と理解、啓発のための広報活動を実施します。 ○ 小・中・義務教育学校、社会福祉協議会、児童委員・民生委員、その他関係団体との連携により取組の推進に努めます。



第7章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

1 協働による計画の推進

地域福祉の主体は、地域で生活する市民一人ひとりです。

市民が世代や背景を超えてつながり、役割を持ち、支え合い・助け合う地域共生社会を実現していくためには、行政だけの取組では不十分であり、地域住民との協働が不可欠です。

また、地域には多様な福祉ニーズが存在しており、これらに柔軟に対応していくためには、ボランティア団体、NPO、関係機関・団体、福祉サービス事業所など、地域で活動する多様な主体の役割発揮が重要です。各主体が活動を充実させ、サービスの多様化を進めることで、さまざまな福祉ニーズに対応できる地域となります。

本計画の基本理念である「安心・ゆとり・つながりで未来へつなぐ嘉麻の福祉」の実現に向けて、地域福祉を担う多様な主体が互いに連携し、それぞれの役割を生かしながら協働して計画を推進します。

2 計画の評価・見直し

本計画に基づく地域福祉の取組を、効果的かつ継続的に推進するため、必要に応じて、取組の進捗状況を評価し、内容の見直しを行います。

なお、個別の計画ごとに数値目標が設定されているものについては、それぞれの個別計画において進捗管理と評価を実施します。

また、本計画における施策全体の効果については、計画の策定時や見直し時に実施する市民アンケートの結果を活用して把握し、計画推進に反映させます。



資料編

第1節 嘉麻市地域福祉計画策定委員会条例

嘉麻市地域福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、嘉麻市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 計画の評価、進捗管理に関する事項
- (3) その他計画の策定に関し、市長が特に必要と認める事項

(全部改正〔平成30年条例30号〕)

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉関係者 5人以内
- (2) 市民団体等関係者 2人以内
- (3) 市民からの公募による者 2人以内
- (4) その他市長が必要と認める者 3人以内

3 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、委員会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、施行日前においても、委員の選任その他必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成 30 年 6 月 26 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

第2節 嘉麻市地域福祉計画策定委員会委員名簿

委員区分	氏名	推薦団体名
社会福祉関係者	西 真由美	嘉麻市民生委員児童委員協議会
社会福祉関係者	○ 小 川 史 佳	嘉麻市社会福祉協議会
障がい福祉関係者	有 田 紀代美	嘉麻市身体障害者福祉協会
児童福祉・子育て関係者	合 代 証 子	嘉麻・桂川地区保育協会
高齢者福祉・介護関係者	森 友紀子	社会福祉法人ひまわり会 特別養護老人ホームひまわり園
市民団体等関係者	平 井 由 子	嘉麻市行政区長連合会
市民団体等関係者	◎ 栗 野 良 一	嘉麻市老人クラブ連合会
公募委員	靱 井 剛 士	
公募委員	手 嶋 雄 太	
学識経験者	本 郷 秀 和	公立大学法人福岡県立大学
関係行政機関職員	戸 畑 典 子	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 直方分庁舎
ボランティア関係者	永 尾 富久美	かま手話の会

※委員長：◎、副委員長：○

第3節 嘉麻市地域福祉計画作成委員会規定

嘉麻市地域福祉計画作成委員会規程

(設置)

第1条 嘉麻市地域福祉計画(以下「計画」という。)の原案を作成するため、嘉麻市地域福祉計画作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の作成及び見直しに必要な情報の収集、整理及び提供に関する事項
- (2) 計画原案の作成に関する事項
- (3) その他計画の作成及び見直し作業に関して必要な事項
(一部改正〔平成27年訓令9号〕)

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 福祉事務所長
- (2) 社会福祉課長
- (3) 社会福祉課長補佐
- (4) 防災対策課防災係長
- (5) 人権・同和対策課人権・同和対策係長
- (6) 健康課健康推進係長
- (7) 高齢者介護課高齢者支援係長
- (8) 社会福祉課社会福祉係長
- (9) 社会福祉課障がい者福祉係長
- (10) こども育成課保育係長
- (11) 生活支援課庶務係長
- (12) 子育て支援課家庭・教育相談支援係長

(全部改正〔平成27年訓令9号〕、一部改正〔平成31年訓令6号・令和4年6号・7年2号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は福祉事務所長をもって充て、副委員長は社会福祉課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日訓令第9号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年10月1日訓令第6号)

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和7年3月14日訓令第2号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

第4節 嘉麻市地域福祉計画策定経過

日 程	内 容
令和7年7月2日	第1回嘉麻市地域福祉計画作成委員会 ●第3期嘉麻市地域福祉計画策定に関するスケジュール等について ●地域福祉の推進に関する市民アンケート調査（案）について
令和7年7月11日	第1回嘉麻市地域福祉計画策定委員会 ●第3期嘉麻市地域福祉計画策定に関するスケジュール等について ●地域福祉の推進に関する市民アンケート調査（案）について
令和7年7月25日 ～8月12日	市民アンケート調査
令和7年8月26日 ～9月26日	協議体ヒアリング
令和7年9月30日	第2回嘉麻市地域福祉計画作成委員会 ●地域福祉の推進に関する市民アンケート調査の結果について ●地域福祉計画骨子案等について
令和7年10月15日	第2回嘉麻市地域福祉計画策定委員会 ●地域福祉の推進に関する市民アンケート調査の結果について ●地域福祉計画骨子案等について
令和7年12月5日	第3回嘉麻市地域福祉計画作成委員会 ●第3期地域福祉計画の素案について
令和7年12月16日	第3回嘉麻市地域福祉計画策定委員会 ●第3期地域福祉計画の素案について
令和7年12月24日 ～令和8年1月30日	パブリックコメント
令和8年2月20日	第4回嘉麻市地域福祉計画策定委員会 ●パブリックコメントの結果報告 ●第3期地域福祉計画案の承認

第5節 用語の解説（50音順）

用語	解説
あ行	
ICT（アイ・シー・ティー）	情報通信技術のこと。コンピューターによる情報処理やネットワークによる通信の技術・設備、サービスなどの総称で、従来使用されていた「IT」（情報技術）に情報通信を加えた用語。 information and communication technology の略。
アウトリーチ	「手を差しのべること」の意義があり、援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。
Web（ウェブ）	インターネット上で、情報（文字や画像、動画など）の閲覧や配信を可能にする仕組みのこと。蜘蛛の巣のように張り巡らされた情報網を意味する。World Wide Web の略。
SNS（エス・エヌ・エス）	登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスのこと。Social Networking Service の略。
NPO（エヌ・ピー・オー）	民間非営利組織といわれるもので、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合などの営利を目的としない団体を指す。Non Profit Organization の略。
か行	
嘉飯圏域	飯塚市、嘉穂郡桂川町、嘉麻市で形成する圏域の総称。
虐待	力の強い者が抵抗する力がないか極めて弱い者に対して、身体的あるいは心理的な攻撃を加えること。虐待の種類には身体的・心理的・性的・経済的虐待、育児や介護の放棄がある。
ゲートキーパー	職場・学校や家庭などで自殺の兆候がみられる人に対し、声をかけて話を聞いたり、専門家を紹介したりして悩みを軽減してもらおうというもの。また、その役割を担う人。
権利擁護	自己の権利や援助を表明することが困難な状態にある人に代わり、援助者が代理としてその権利獲得を行うこと。例えば、認知症の高齢者や知的障がいのある人などの、財産管理や福祉サービスを受ける権利を守ることなど。

用語	解説
さ行	
サロン	互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。
GIS (ジー・アイ・エス)	地理情報システムのことで、位置に関する情報をもったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示できる高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。 Geographic Information System の略。
社会資源	人々のニーズを満たすことや、問題解決の目的に使われる、あらゆる資源の総称。各種の制度、施設、機関、資金、物資、情報、知識、技術、人材などの物的、人的資源が含まれる。
社会を明るくする運動	法務省が主唱し全国的に行われている啓発運動。犯罪や非行の防止と犯罪者の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を作することを目的とする。特に7月1日からの1ヶ月間を「社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間」としている。
障がい者基幹相談支援センター	平成29年7月3日に飯塚市、嘉穂郡桂川町、嘉麻市によって設立された障がいのある人、その家族、関係者向けの相談窓口。総合相談や専門相談、権利擁護、虐待防止、地域移行、地域定着、自立支援協議会の運営、相談支援体制の整備などを行っている。
障がい者虐待防止センター	平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律(障害者虐待防止法)」に基づいて設置された機関。飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター内に設置し、障害者虐待に関する相談・通報等を受け付け、障害者虐待の防止や早期発見、障害者及び養護者に対する支援等を行っている。
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のこと。
生活困窮者	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。
た行	
地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。医療と介護の連携、在宅と施設の連携、支援困難事例への対応などを強化し、利用者一人ひとりについて、多職種が連携し、様々なサービスや資源を活用しながら、継続的にフォローアップしていく包括的・継続的なケアマネジメントを地域において確立するためのシステム。

用語	解説
た 行	
デジタルサイネージ	電子看板（電子公告端末）のことで、ニュース、広告、案内などの映像や文字情報をデジタル表示する装置。
デマンドバス	定まった路線を走るのではなく、無線通信による利用者の呼び出しに応じて、一定地域内を不定期に運行する小型バスのこと。嘉麻市ではデマンド運行型バスとしており、1回の運行で複数人を乗せるバスの要素と、利用者の要望に応じた場所で乗降車することができるタクシーの要素を持ち合わせた予約制乗合バスとなっている。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	家庭内における暴力行為のこと。一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力（身体的・精神的・性的など）という意味で使用されることが多い。また、配偶者からの暴力の他、高齢者、障がいのある人、子どもなどへの虐待や暴力等も含まれる。domestic violence の略。
な 行	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などのうち判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用支援や日常の金銭管理などを行う事業。
認知症	後天的な脳の障がいによって認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態。
ノーマライゼーション	障がいのある人や高齢者など社会的に不利な人々を特別に区分しないのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。
は 行	
パブリックコメント	（国民・住民・市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多い。また、より広く障がいのある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。

用語	解説
は行	
ハザードマップ	災害予測図。特定の地域において、様々な自然災害を予測しその被害範囲や防災情報を図上に示した地図のこと。
福祉教育	福祉をテーマに自尊感情や命を大切にすることを学び、「共に生きる力」を育むとともに、体験的な学習を通じて自発的に考え、自分なりの気づきや理解を深める教育のこと。また、地域の人たちとの出会いを通じて、地域の一員としての意識を育てていくことも目的としている。
福祉避難所	災害が発生した時に、高齢者や障がいのある人、妊婦など一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。
フレイル	「虚弱」を意味し、年齢を重ねることによりからだや心のはたつき、社会的なつながりが弱くなった、健康な状態と要介護の中間的な状態のこと。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員法や児童福祉法を根拠に、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員。常に住民の立場に立って相談に応じ、かつ、必要な援助を行う存在と規定され、職務の遂行にあたっては、相談や支援にあたる人の秘密を守ることとされている。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを過度に行っているこども・若者のこと。
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず利用することができる施設、製品、情報の設計（デザイン）をいう。
要介護認定	介護保険の給付を受けようとする被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定。

用語	解説
ら行	
療育手帳	知的障がい者に都道府県知事（政令指定都市にあってはその長）が発行する障害者手帳のこと。
隣保館	部落問題の解決をはじめ、あらゆる人権問題の解決につなげていくための拠点施設であり、差別の実態としての教育面における低学力、不安定な就労状況、産業面の問題、また、結婚問題を中心に依然として根強く残っている差別意識、悪質な差別事象などの諸問題に対応し、その根本的な解決を図る目的を持った社会福祉法第2条第3項第11号に定める、隣保事業を行う社会福祉施設。無料又は低額な料金で利用でき、その他近隣地域住民の生活の改善及び向上を図るための各種事業を実施している。
わ行	
ワンストップ	1か所で用事が足りる、または1か所で何でも揃うことを言う。行政におけるワンストップについては、従来、複数の行政機関や部署、窓口に分かれていた手続きを、一つの窓口で行えるようにすること。